

資料編

目 次 (資料編)

・環境関連法令一覧等	1
・環境基準等	9
・環境関連発行物	28
・環境局の概要	31
・環境局事業年表	51

1 環境関連法令一覧等

(1) 環境関連法令一覧

R7.4.1現在

法令名		問い合わせ先			
法律	環境基本法	福岡市	環境局 環境政策部 環境政策課		
	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)				
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律				
	環境影響評価法		環境局 環境監理部 環境調整課		
生物多様性基本法 エコツーリズム推進法 自然再生推進法 種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律) 生物多様性増進活動促進法(地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律)	生物多様性基本法	環境省	九州地方環境事務所 福岡事務所		
	エコツーリズム推進法				
	自然再生推進法				
	種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)				
	生物多様性増進活動促進法(地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律)				
外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)	環境省	九州地方環境事務所 福岡事務所 (法全般、飼養許可・届出等)	437-8851		
		環境部 自然環境課 (定着種による被害防止(県内))	643-3367		
		環境局 環境監理部 環境調整課 (定着種による被害防止(市内))	733-5389		
鳥獣保護管理法(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	福岡県	環境部 自然環境課 (鳥獣保護、研究目的等の鳥獣捕獲許可)	643-3367		
		農林水産部 農山漁村振興課 (狩猟、有害鳥獣捕獲許可(県内))	643-3560		
		農林水産局 総務農林部 森づくり推進課 (有害鳥獣捕獲許可(市内))	711-4846		
カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)	九州農政局	消費・安全部 安全管理課	096-211-9111		
		環境局 脱炭素社会推進部 脱炭素社会推進課	711-4282		
地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律)	福岡市				
気候変動適応法	福岡市	環境局 脱炭素社会推進部 脱炭素社会推進課	711-4282		
オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)					
フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	福岡県	環境部 環境保全課	643-3360		
省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)	九州経済産業局	資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	482-5474		
建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)	福岡市	住宅都市局 建築指導部 建築審査課 (省エネ適判、省エネ届出、向上認定、表示認定に関するのみ)	711-4583		
エネルギー政策基本法	九州経済産業局	資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	482-5475		
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)					
エコまち法(都市の低炭素化の促進に関する法律)	福岡市	住宅都市局 建築指導部 建築審査課 (低炭素建築物の認定に関するのみ)	711-4583		
大気汚染防止法	福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課	733-5386		
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律					
悪臭防止法					
騒音規制法					
振動規制法					
水質汚濁防止法	道路下水道局 下水道施設部 水質管理課	711-4512			
下水道法					

法令名		問い合わせ先		
法律	浄化槽法	福岡市	保健医療局 生活衛生部 生活衛生課	711-4273
	工業用水法	福岡県	県土整備部 水道整備室	643-3376
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課	733-5386
	土壤汚染対策法	福岡県	環境部 環境保全課	643-3361
	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	福岡市	環境局 循環型社会推進部計画課	711-4308
	循環型社会形成推進基本法	福岡市	住宅都市局 建築指導部 建築物安全推進課	711-4574
	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	福岡市	環境局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課	711-4039
	資源の有効な利用の促進に関する法律	福岡市	環境局 環境監理部 産業廃棄物指導課	711-4303
	容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課	733-5386
	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	福岡市	保健医療局保健所 地域衛生部 医薬業務・衛生推進課	791-7263
	食品ロスの削減の推進に関する法律	福岡労働局	労働基準監督署 福岡中央(東区以外) 福岡東(東区)	761-5605 661-3770
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	福岡県	商工部 工業保安課	643-3439
	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	福岡県	環境部 自然環境課	643-3367
	食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	福岡市	経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課	711-4326
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	福岡市	住宅都市局 公園部 政策課	711-4446
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	福岡市	住宅都市局 公園部 運営課	711-4407
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	福岡市	住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室	711-4395 711-4589
	PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)	福岡市		
	ダイオキシン類対策特別措置法	福岡市		
	毒物及び劇物取締法	福岡市		
県条例	労働安全衛生法	福岡労働局		
	高圧ガス保安法	福岡県		
	公害紛争処理法	福岡県		
	自然環境保全法	福岡市		
	自然公園法	福岡市		
	工場立地法	福岡市		
	都市緑地法(旧 都市緑地保全法)	福岡市		
	都市公園法	福岡市		
	屋外広告物法	福岡市		
	景観法	福岡市		
	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課	733-5386
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	福岡市	環境部 環境保全課	643-3361
	福岡県公害紛争処理条例	福岡県	環境部 自然環境課	643-3367
	福岡県立自然公園条例	福岡県		
	福岡県環境保全に関する条例	福岡県		
	福岡県自然海浜保全地区条例	福岡県		
	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	福岡県		
	福岡県環境影響評価条例	福岡県		
	福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	福岡県	環境部 廃棄物対策課	643-3363
	福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例	福岡県		

法令名		問い合わせ先		
県条例	福岡県ごみ散乱防止条例	福岡県	環境部 廃棄物対策課	643-3363
	福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例			
市条例	福岡市環境基本条例	福岡市	環境局 環境政策部 環境政策課	733-5381
	福岡市環境影響評価条例		環境局 環境監理部 環境調整課	733-5389
	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例		環境局 循環型社会推進部計画課	711-4308
	福岡市リサイクルプラザ条例		環境局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課	711-4039
	福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例		総務企画局 水資源対策担当	711-4972
	福岡市節水推進条例		道路下水道局 下水道施設部 水質管理課	711-4512
	福岡市下水道条例		道路下水道局 下水道施設部 施設調整課	711-4516
	福岡市再生水利用下水道事業に関する条例		道路下水道局 管理部 駐車場施設課	711-4443
	福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例		住宅都市局 公園部 政策課	711-4446
	福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例		住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室	711-4395
	福岡市屋外広告物条例			
	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例		市民局 生活安全部 事業調整担当	711-4589
	福岡市都市景観条例			
人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例				707-0176

(2) 福岡市環境基本条例等

●福岡市環境基本条例（平成8年9月26日条例第41号）

（目的）

第1条 この条例は、先人から受け継いだ福岡の豊かな環境をより良くしていくとともに、次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、地域の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境にやさしい都市の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第2条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本原則により行われなければならない。

（1）すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。

（2）人と自然との豊かなふれあいを保ち、生きものとの共生を確保すること。

（3）環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築すること。

（4）地球環境保全に関して、国際的な交流及び協力に努めること。

（5）市民、事業者及び市が、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組を行うこと。

（市民の役割）

第3条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自ら環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の少ない商品及びサービスの提供に努めるなど環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、自主的な環境の保全及び創造に関する方針の作成、体制の整備及び取組、これらの評価等からなる環境管理に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（市の役割）

第5条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、環境に関する教育及び学習を振興し、並びに市民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体（以下「市民等」という。）による環境の保全に関する自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるとともに、市民等との連携に努めるものとする。

（施策の基本方針）

第6条 前条第1項に規定する環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、第2条に規定する基本原則にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

（1）人の健康を保護し、及び大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するよう努めるとともに、地域の自然的及び社会的な個性をいかした良好な都市空間並びに文化的及び歴史的な環境の保全、形成等を図ること。

（2）生物の多様性の確保、樹林地、農地、博多湾、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民が日常的に触れ合うことのできる身近な自然環境の維持、回復等に努め、自然と共生する都市の形成を図ること。

（3）資源及びエネルギーの節減及び有効利用、資源の循環的な利用等が徹底される都市の構築を図ること。

（4）アジア太平洋地域の諸都市を始めとする海外の地域との協調の下に、地球環境保全に関する情報交換、技術交流等に努めること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、福岡市環境審議会条例（平成6年福岡市条例第22号）により設置された福岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要がある場合は、部門別の計画を定めることができる。

(環境への配慮の推進)

第8条 市は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施する場合は、当該事業者がその事業の立案及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図り、及び環境に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るため、当該事業及び市が行う他の事業又は施策との調整に努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が効果的に実施されるよう、市民等の参加及び協力を促すため、次に掲げる事項について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供すること。

(2) 環境の保全及び創造に資する活動に市民等が参加できるようにその機会を設けること。

(3) 市民等の意見を市が行う環境の保全及び創造に関する施策に反映させること。

(4) 自らの行為による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する市民等の活動を誘導する必要があると認められるときは、助成その他の措置を行うこと。

(他の地方公共団体及び国との協力)

第10条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、他の地方公共団体及び国と協力して、その推進に努めるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進に資するため、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、公表するものとする。

(環境月間及び環境デー)

第12条 市民等に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間及び環境デーを設ける。

2 環境月間は6月とし、環境デーは毎月14日とする。

3 市は、環境月間及び環境デーの趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●福岡市環境審議会条例（平成6年3月31日条例第22号）

（設置）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、福岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

（平成9年 条例22・一部改正）

（委員）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

（福岡市公害対策審議会条例の廃止）

2 福岡市公害対策審議会条例（昭和48年福岡市条例第20号）は、廃止する。

（委員の任期の特例）

3 平成9年4月1日から平成10年7月31日までに委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成10年7月31日までとする。

（平成9年 条例22・追加）

附 則（平成9年3月31日条例第22号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

●福岡市環境審議会条例施行規則 (平成6年7月28日規則第94号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市環境審議会条例（平成6年福岡市条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、福岡市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員（以下「審議会委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの
(関係者等の出席)

第3条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第4条 条例第6条に定める専門部会（以下「部会」という。）は、会長が審議会委員のうちから指名する専門部会委員（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

(専門部会長)

第5条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表して部会の審議結果を審議会に報告しなければならない。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

(福岡市公害対策審議会条例施行規則の廃止)

- 2 福岡市公害対策審議会条例施行規則（昭和48年福岡市規則第27号）は、廃止する。

(3) 福岡市環境審議会委員名簿

令和7年5月16日現在

	氏名	役職等
1	阿部 真之助	市議會議員
2	石橋 勇志	九州大学大学院 農學研究院 教授
3	猪野 猛	福岡商工会議所 理事・事務局長
4	今林 ひであき	市議會議員
5	大石 修二	市議會議員
6	大森 一馬	市議會議員
7	押川 千恵	独立行政法人国立病院機構福岡病院 耳鼻咽喉科 科長
8	包清 博之	九州大学 名譽教授
9	菊水 之恵	日本野鳥の会 福岡支部 幹事
10	小出 秀雄	西南学院大学 學術研究所長
11	勢一 智子	西南学院大学 法學部 教授
12	平 由以子	特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事
13	高木 勝利	市議會議員
14	田中 綾子	福岡大学 工學部 教授
15	中山 裕文	九州大学大学院 工學研究院 教授
16	西下 尚樹	九州經濟產業局 資源エネルギー環境部 次長
17	野村 久子	九州大学大学院 農學研究院 准教授
18	萩島 理	九州大学 副學長・總合理工学研究院 教授
19	林 灯	九州大学 エネルギー研究教育機構 教授
20	原田 昌佳	九州大学大学院 農學研究院 教授
21	久留 百合子	リエゾンオフィス代表／消費生活アドバイザー
22	松山 優也	九州大学大学院 農學研究院 特任教授
23	馬奈木 俊介	九州大学大学院 工學研究院 教授
24	森 あやこ	市議會議員
25	山内 勝也	九州大学大学院 芸術工學研究院 准教授
26	山田 ゆみこ	市議會議員

2 環境基準等

環境基準は「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めるもので、汚染が進行している地域にあっては汚染の浄化目標であり、非汚染地域にあっては汚染の未然防止の指針となる公害防止行政上の目標値である。

(1) 大気汚染に係る基準等

① 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によつて測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
達成期間	維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。	維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。		0.06ppmを越える地域…0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、原則として、7年以内とする。 0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域…原則として、ゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。	
適用	・当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。 ・工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。				
告示	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号		昭和53年7月11日 環境庁告示第38号	
備考	・浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が10μm以下のものをいう。 ・光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。				

②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。			
達成期間	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。			
適用	<ul style="list-style-type: none"> 当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 			
告示	平成9年2月4日 環境庁告示第4号	平成30年11月19日 環境省告示第100号	平成9年2月4日 環境庁告示第4号	平成13年4月20日 環境省告示第30号

③微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
達成期間	維持され又は早期達成に努めるものとする。
適用	<ul style="list-style-type: none"> 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
告示	平成21年9月9日環境省告示第33号

④大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（昭和51年8月13日通知）

⑤環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物質	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	水銀	ニッケル化合物
環境上の条件	年平均値 2μg/m ³ 以下	年平均値 10μg/m ³ 以下	年平均値 0.04μg Hg /m ³ 以下	年平均値 0.025μg Ni /m ³ 以下
測定方法	有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省）			
適用	②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準と同じ			
通知	平成15年9月30日 環境省環境管理局長通知			

物質	クロロホルム	1, 2-ジクロエタン	1, 3-ブタジエン	ヒ素及び無機ヒ素化合物
環境上の条件	年平均値 18 μ g/m ³ 以下	年平均値 1.6 μ g/m ³ 以下	年平均値 2.5 μ g/m ³ 以下	年平均値 6ng-As/m ³ 以下
測定方法	有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省）			
適用	②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準と同じ			
通知	平成18年12月20日 環境省水・大気環境局長通知		平成22年10月15日 環境省水・大気環境局長通知	

物質	マンガン及び無機マンガン化合物
環境上の条件	年平均値 0.14 μ g-Mn/m ³ 以下
測定方法	有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省）
適用	②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準と同じ
通知	平成26年5月1日 環境省水・大気環境局長通知

物質	塩化メチル	アセトアルデヒド
環境上の条件	年平均値 94 μ g/m ³ 以下	年平均値 120 μ g/m ³ 以下
測定方法	有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省）	
適用	②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準と同じ	
通知	令和2年8月20日 環境省水・大気環境局長通知	

この指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、環境基本法第16条に基づき定められる行政目標としての環境基準とは性格及び位置付けが異なり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されます。

※ヒ素及び無機ヒ素化合物の指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。

※マンガン及び無機マンガン化合物の指針値との比較評価に当たっては、全マンガンの濃度測定値をもって代用して差し支えない。

(2) ダイオキシン類に係る基準等

①環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。

媒体	大 気	水質(水底の底質を除く。)	水底の底質	土 壤
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/L以下	150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下
測定方法	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	日本工業規格K0312に定める方法	水底の底質に含まるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
達成期間		・環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めることとする。 ・環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。 ・土壤の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壤の汚染に起因する環境影響を防止することとする。		
適用		・大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 ・水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 ・土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。		
告 示		平成11年12月27日 環境庁告示第68号	最終改正 令和4年11月25日 環境省告示第89号	
備 考		・基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 ・大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 ・土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

(3) 水質汚濁に係る基準等

①公共用水域に係る環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正 令和 7 年 2 月 14 日 環境省告示第 5 号

ア 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- ・基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- ・「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「イ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」において同じ。
- ・海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

(ア) 河川

a) BOD等に係る環境基準

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域 水域類型 ごとに 指定する 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml以下	
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—	

備考

- ・基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- ・農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- ・水質自動監視装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- ・水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- ・いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- ・水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- ・大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)) /100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

※自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

※工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃3級：特殊の浄水操作を行うもの

※環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

b) 水生生物の保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域	
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ンゼンスルホン 酸及びそ の塩		
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下		
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下		
備 考						
・基準値は年間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。						

(イ) 海域

a) C O D 等に係る環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (p H)	化学的酸素 要求量 (C O D)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水 産 1 級 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml以下	検出されな いこと	水域類型ごとに指定する水域
B	水 産 2 級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	

備考

- ・いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- ・大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

※自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

〃 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

※環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b) 全窒素及び全燐に係る環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	水域類型 ごとに 指定する 水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	

備考

- ・基準値は、年間平均値とする。
- ・水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

※自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

※生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c) 水生生物の保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	/ニルフェノール	直鎖アルキルヘンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	水域類型 ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

d) 底層溶存酸素量に係る環境基準

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値		該当水域
		底層 溶存酸素量		
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場 を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低 い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上		
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において 貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場 を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上		水域類型 ごとに 指定する 水域
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場 を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域 を解消する水域	2.0mg/L 以上		

備考

- ・基準値は日間平均値とする。
- ・底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

ウ 環境基準の類型指定状況

(ア) 河川

a) BOD等に係る環境基準

河 川	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値					類型指定 年 月 日
			水素イオン 濃 度	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌数	
多々良川上流 津屋堰から上流	A	口	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100ml以下	平成8年 6月14日 福岡県 告示 第1141号
多々良川下流 津屋堰から下流	C	イ (口)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
宇美川上流 亀山新橋から上流	B	イ	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100ml以下	
宇美川下流 亀山新橋から下流	C	口 (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
須恵川上流 南里井堰から上流	B	イ	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100ml以下	
須恵川下流 南里井堰から下流	C	イ	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
樋 井 川 全 域	B (C)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100ml以下	
室 見 川 全 域	A	イ	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100ml以下	
金 屑 川 全 域	C	イ (口)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
十 郎 川 全 域	C	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
瑞梅寺川 全 域	A	イ	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100ml以下	
名 柄 川 全 域	C	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
唐の原川 全 域	C	口	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
七 寺 川 全 域	C	イ	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
江の口川 全 域	C	口	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
那珂川上流 塩原橋から上流	A	イ	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100ml以下	
那珂川下流 (1) 塩原橋から博多川 分岐点まで	B (C)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100ml以下	
那珂川下流 (2) 博多川分岐点から 下流	C (D)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
御笠川上流 金島井堰から上流	B	イ	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100ml以下	
御笠川下流 (1) 金島井堰から山王橋	D	ハ	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
御笠川下流 (2) 山王橋から下流	D (E)	イ (ハ)	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「口」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

※ () 内は、平成8年6月14日以前の基準

b) 水生生物保全に係る環境基準

指定水域名	類型	達成期間	環境基準値			類型指定年月日
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
那珂川上流 今光橋から上流	生物A	イ	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	平成29年 4月7日 福岡県 告示 第298号
那珂川下流 今光橋から下流	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
御笠川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
多々良川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
宇美川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
須恵川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
樋井川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
室見川上流 矢倉橋から上流	生物A	イ	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
室見川下流 矢倉橋から下流	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
瑞梅寺川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(イ) 博多湾

a) COD等に係る環境基準

水 域	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値					類型指定年月日
			水素イオン濃度	化学的酸素要求量	溶存酸素量	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
東 部 海 域	B	ロ (ハ)	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと	平成8年 6月14日 福岡県 告示 第1141号
中 部 海 域	A	ロ	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L以上	300CFU /100ml以下	検出されないこと	
西 部 海 域	A	イ	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L以上	20CFU /100ml以下	検出されないこと	

備 考 ※基準値は日間平均値とする。

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

※ () 内は、平成8年6月14日以前

b) 全窒素・全燐に係る環境基準

水 域	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値		類型指定年月日
			全 窒 素	全 燐	
東 部 海 域	III	ニ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	平成8年6月14日 福岡県告示第1140号
中 部 海 域	III	イ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
西 部 海 域	II	イ	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

※博多湾東部海域の全燐については、引き続き類型IIIの基準値が維持されるように努めるものとする。

水域の範囲

東部海域：福岡市東区西戸崎二丁目 2905 番地先南端と博多港西防波堤（以下「西防波堤」という。）

北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目 3 番 50 号地先北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域

中部海域：福岡市東区大岳四丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸二丁目 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの

西部海域：福岡市東区勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって東部海域及び中部海域に係る部分を除いたもの

c) 水生生物保全に係る環境基準

水 域	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値			類型指定年月日
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
博多湾	生物特A	イ	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	令和3年3月26日 福岡県告示第393号

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

(ウ) 筑前海

a) COD等に係る環境基準

水 域	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値					類型指定年月日
			水素イオン濃度	化学的酸素要求量	溶存酸素量	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
筑前海水域	A	イ	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L以上	20CFU /100ml以下	検出されないこと	平成13年10月31日 福岡県告示第1789号

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

水域の範囲

筑前海水域：北九州市若松区八幡岬から糸島市と佐賀県との境界に至る陸岸の地先海域であって

博多湾水域及び唐津湾（1）に係る部分を除いたもの。ただし福岡県内の海域に限る。

b) 水生生物保全に係る環境基準

水域	類型	達成期間	環 境 基 準 値			類型指定年月日
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
筑前海(1)	生物特A	イ	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	令和3年3月26日
筑前海(2)	生物A	イ	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	福岡県告示第393号

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

水域の範囲

筑前海(1) : 別記1（北九州市若松区八幡岬から糸島市と佐賀県との境界に至る陸岸の地先海域であって博多湾水域及び唐津湾(1)に係る部分を除いたもの。ただし福岡県内の海域に限る。）のうち水深30m以下の海域。

筑前海(2) : 別記1のうち、筑前海(1)に係る部分を除いた海域。

②地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環境省告示第10号
最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- ・基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- ・「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- ・1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

③海水浴場における水質判定基準

改正平成 9 年 4 月 11 日環水管第 115 号

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 AA 不検出(検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(水深1m以上)
	水質 A 100個／100ml以下	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(水深1m以上)
可	水質 B 400個／100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	水深1m未満～50cm以上
	水質 C 1,000個／100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	水深1m未満～50cm以上
不 適	1,000個／100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

※全て、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。透明度 (*の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

※判定については、上記の表に基づいて以下のとおりとする。

- ・ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、C O D又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- ・「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、C O Dおよび透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」又は「水質A」であるものを「適」、「水質B」又は「水質C」であるものを「可」とする。

※各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」(水質が特に良好な水浴場)とする。

※各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」(水質が良好な水浴場)とする。

※各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。

※これら以外のものを「水質C」とする。

※「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- ・「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100ml を超える測定値が 1 以上あるもの。
- ・油膜が認められたもの。

(4) 土壌汚染に係る基準等

① 土壤の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号
最終改正 令和 2 年 4 月 2 日環境省告示第 44 号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法(環境省の定める方法)により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法(環境省が定める方法)により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(5) 騒音・振動に係る基準等

① 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

ア 道路に面する地域以外の地域

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

※A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

※A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

※B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

※C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

エ 達成期間

①	道路に面する地域以外の地域	直ちに
②	既設の道路に面する地域	10 年以内
	幹線交通を担う道路に面する地域	10 年を超える期間で可及的速やかに
③	新たに道路に面する地域	環境基準施行後計画された道路は供用後直ちに施行前に計画された道路については②を準用

オ 地域類型のあてはめ

(平成 24 年 4 月 1 日福岡市告示第 113 号)

AA	当該地域なし
A	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第 1 種区域に区分された地域
B	指定地域のうち、規制基準により第 2 種区域に区分された地域
C	指定地域のうち、規制基準により第 3 種区域及び第 4 種区域に区分された地域
除外	工業専用地域、臨港地区、福岡空港

※図面は環境局環境監理部環境保全課に備え縦覧に供している。

②航空機騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号 最終改正平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号)

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

※ I 類型：専ら住居の用に供される地域

II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

イ 達成期間等

	達成期間	改善目標
福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

※航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、上表の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

ウ 地域の類型のあてはめ

(平成 4 年 4 月 6 日福岡県告示第 672 号 最終改正平成 30 年 3 月 23 日福岡県告示第 255 号)

I	東区・博多区・中央区・南区の第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	東区・博多区・中央区・南区のうち類型 I をあてはめた地域以外の地域 ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域（国土利用計画法）、河川区域（河川法）、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く

③新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号 最終改正平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号)

地域の類型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

※ I 類型：主として住居の用に供される地域

II 類型：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

イ 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75デシベルを超える区域	7年以内		
b	80デシベル未満の区域	10年以内	開業時から 3 年以内	
c	70デシベルを超える、75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から 5 年以内	

※ b の区域中イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう

※ 山陽新幹線は既設新幹線鉄道に該当する

ウ 地域の類型あてはめ

(平成 14 年 3 月 29 日福岡県告示第 538 号 最終改正平成 30 年 3 月 23 日福岡県告示第 256 号)

I	新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300m以内の指定する地域のうち 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び市街化調整地域
II	新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300m以内の指定する地域のうち 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

④在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

(平成 7 年 12 月 20 日環大一第 174 号)

環境庁は、在来鉄道の新設又は大規模改良（高架化、複線化等）に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を以下のとおり定めた。

新線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間（7～22時）については、60dB(A)以下、夜間（22時～翌日 7 時）については、55dB(A) 以下とする。なお、住居専用地域等住環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

環境庁は、各都道府県・政令指定都市に対して本指針を在来鉄道の新設又は大規模改良に係る環境影響評価に際し活用するなどの点を求めるとともに、関係省庁にこの旨協力を依頼した。

⑤特定工場等の騒音の規制基準

ア 規制基準 (平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 74 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 8時～19時	朝 ・ 夕 6時～8時・19時～23時	夜 間 23時～翌日6時
第 1 種 区 域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第 2 種 区 域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第 3 種 区 域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第 4 種 区 域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

イ 区域の区分

(平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 74 号 最終改正令和 3 年 3 月 29 日福岡市告示第 118 号)

第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種 区 域	主として、第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域 近隣商業地域（容積率200%）・市街化調整区域・都市計画区域外
第 3 種 区 域	主として、近隣商業地域（容積率300%）・商業地域・準工業地域
第 4 種 区 域	主として、工業地域・工業専用地域
除外する区域	福岡空港

※図面は環境局環境監理部環境保全課に備え縦覧に供している。

⑥特定建設作業の騒音の規制基準

ア 規制基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号 最終改正平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示第 16 号)

区域の区分	第 1 号区域	第 2 号区域
敷地境界線における騒音の大きさ	85 デシベル以下	
作業が出来る時間	7 時～19 時	6 時～22 時
1 日における延作業時間	10 時間以内	14 時間以内
同一場所における作業期間	連続 6 日以内	
日曜・休日における作業	禁止	

イ 区域の区分

(昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 74 号 最終改正令和 3 年 3 月 29 日福岡市告示第 119 号)

第 1 号 区 域	騒音の指定区域のうち第 1 種、第 2 種、第 3 種区域の全域 第 4 種区域のうち学校等の周囲 80m 以内の区域
第 2 号 区 域	騒音の指定区域のうち 1 号区域以外の区域

⑦自動車騒音の要請限度

ア 要請限度の限度値

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号 最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

区域の区分	時間の区分	
	昼間(6 時～22 時)	夜間(22 時～6 時)
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上表にあげる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間ににおいては 70 デシベルとする。

a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（指定都市の長）が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域

イ 区域の区分

(平成 12 年 3 月 30 日福岡市告示第 86 号 最終改正令和 3 年 3 月 29 日福岡市告示第 120 号)

特定工場等の騒音の規制基準の区域の区分のうち、次の区分とする。

a 区域：第 1 種区域

b 区域：第 2 種区域

c 区域：第 3 種、第 4 種区域

⑧特定工場等の振動の規制基準

ア 規制基準

(平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 77 号)

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		8 時～19 時	19 時～翌日 8 時
第 1 種 区 域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
第 2 種 区 域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

イ 区域の区分

(平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 77 号 最終改正令和 2 年 3 月 23 日福岡市告示第 93 号)

第 1 種 区 域	主として、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域 近隣商業地域（容積率200%）・市街化調整区域・都市計画区域外
第 2 種 区 域	主として、近隣商業地域（容積率300%）・商業地域・準工業地域 工業地域・工業専用地域
除外する区域	福岡空港・工業専用地域及び臨港地区の一部

※図面は環境局環境監理部環境保全課に備え縦覧に供している。

⑨特定建設作業の振動の規制基準

ア 規制基準

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

区域の区分	第 1 号区域	第 2 号区域
敷地境界線における振動の大きさ	75デシベル以下	
作業が出来る時間	7時～19時	6時～22時
1日における延作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における作業期間		連続6日以内
日曜・休日における作業		禁止

イ 区域の区分

(平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 78 号 最終改正平成 22 年 1 月 25 日福岡市告示第 23 号)

特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第 1 号区域で、第 2 号区域は市内にありません

⑩道路交通振動の要請限度

ア 要請限度

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～翌日8時
第 1 種区域		65デシベル	60デシベル
第 2 種区域		70デシベル	65デシベル

イ 区域の区分、時間の区分

(区域の区分：昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号 最終改正令和 2 年 3 月 23 日福岡市告示第 94 号)

(時間の区分：昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号 最終改正平成元年 12 月 21 日福岡市告示第 261 号)

特定工場等の振動の規制基準の区域の区分、時間の区分による

3 環境関連発行物

名称	内容	発行日 (又は策定年)	発行頻度	発行部数	担当課
福岡市環境基本計画 (第三次)	福岡市環境条例第7条に定められた環境の保全及び創造に関する基本的な計画であり、また福岡市新・基本計画を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針	H26. 9	-	500 部	
福岡市環境基本計画 (第三次)・概要版	上記計画の概要版	H26. 9	-	1,000 部	
福岡市新世代 環境都市ビジョン	複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針	H25. 3	-	300 部	
ふくおかの環境 (年次報告書)	福岡市環境条例第11条に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、市全体の環境の情報の提供として公表している。	毎年 12月頃	1回／年	-	
福岡方式リーフレット (準好気性埋立構造とは?)	海外からの研修生等向けに、「福岡方式」の要点を紹介する英語版のリーフレット	H27. 3	-	1,500 部	
福岡市環境教育・学習計画 (第三次)	社会全体の環境に関する認識の向上を図り、環境の保全及び創造に関する行動への参加を促進していくため、福岡市環境基本計画(第三次)の部門別計画として策定した。	H27. 9	-	500 部	環境局 環境政策課
小学校社会科資料(副読本) 「わたしたちのまちの環境」	地域の環境や地球の環境を守り育て、次世代に引き継いでいくため、小学校5年生の社会科資料(副読本)「わたしたちのまちの環境」を作成している。	R7. 3	1回／年	全校に配布	
環境教育・学習人材リスト	環境教育や実践活動を行う際の講師・指導者選びの参考とするため、環境教育・学習人材情報を提供している。	-	-	- (HP掲載のみ)	
福岡市環境行動賞活動紹介 パンフレット	環境保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあつた個人・団体・学校を表彰する「福岡市環境行動賞」受賞者の活動を紹介するパンフレット	R4. 6	隔年制作	3,500 部	
未来へつなげる環境活動支援事業団体募集・ご紹介チラシ	「未来へつなげる環境活動支援事業」の募集および補助金を活用し市民団体やNPO法人などが行っている、環境活動を紹介するチラシ	R7. 3	1回／年	1,200 部	
地球温暖化(脱炭素社会の実現)に関するリーフレット	「脱炭素社会」について正しい知識を伝え、広く市民へ広報・啓発を行うためのリーフレットを作成し、環境局ホームページへ掲載している。	R3. 12	-	16,000 部	
福岡市地球温暖化対策 実行計画	市全体の温暖化対策を市民・事業者・福岡市が総合的・計画的に進めることを目的とした、地球温暖化対策推進法に基づく法定計画、かつ福岡市環境基本計画に基づく地球温暖化対策についての部門別計画	R4. 8	-	250 部	環境局 脱炭素社会推進課
福岡市地球温暖化対策 実行計画・概要版	上記計画の概要版	R4. 8	-	500 部	
福岡市大原メガソーラー ^{発電所} リーフレット	福岡市大原メガソーラー発電所の設備やシステム等の概要について、わかりやすく紹介したリーフレット	H25. 2	-	1,000 部	
福岡市蒲田メガソーラー ^{発電所} リーフレット	福岡市蒲田メガソーラー発電所の設備やシステム等の概要について、わかりやすく紹介したリーフレット	H26. 6	-	1,000 部	環境局 脱炭素事業推進課
やるほど快感! お金が増える省エネパンフレット	省エネ対策の参考としていただくための省エネ手法を紹介するパンフレット	H27. 11	随時	400 部	
博多湾環境保全計画 (第二次)	博多湾の水質保全ならびに博多湾の持つ豊かな生物の生息・生育の場の保全・再生及び創造を推進するため、「福岡市環境基本計画(第三次)」の部門別計画として策定した。	H28. 9	-	500 部	
博多湾環境保全計画 (第二次)の概要	「博多湾環境保全計画(第二次)」の概要版	H28. 9	-	1,000 部	
生物多様性ふくおか戦略	福岡市における生物多様性の保全等の取組みや指針	H24. 8	-	400 部	
福岡市環境配慮指針 (改定版)	公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針	H28. 9 改定	-	1,000 部	環境局 環境調整課
造成・建設工事、公共工事等の前に「福岡市環境配慮指針」	「福岡市環境配慮指針(改定版)」の概要や具体的な使い方を解説したリーフレット	H30. 6	-	-	
アイランドシティ環境配慮 指針(改定版)	アイランドシティにおいて、環境と共生した先進的なまちづくりを実現するため、緑化の推進や省エネルギー設備、新エネルギーシステムの導入など環境に配慮した施設整備を誘導する指針	H24. 3 改定	-	500 部	
アイランドシティ環境配慮 指針技術マニュアル (改定版)	「アイランドシティ環境配慮指針(改定版)」に基づいて、事業者等が環境に配慮したまちづくりや施設整備を確実に進めため、環境配慮対策の具体的な手法や関連法制度などについて解説したもの。	H24. 3 改定	-	500 部	

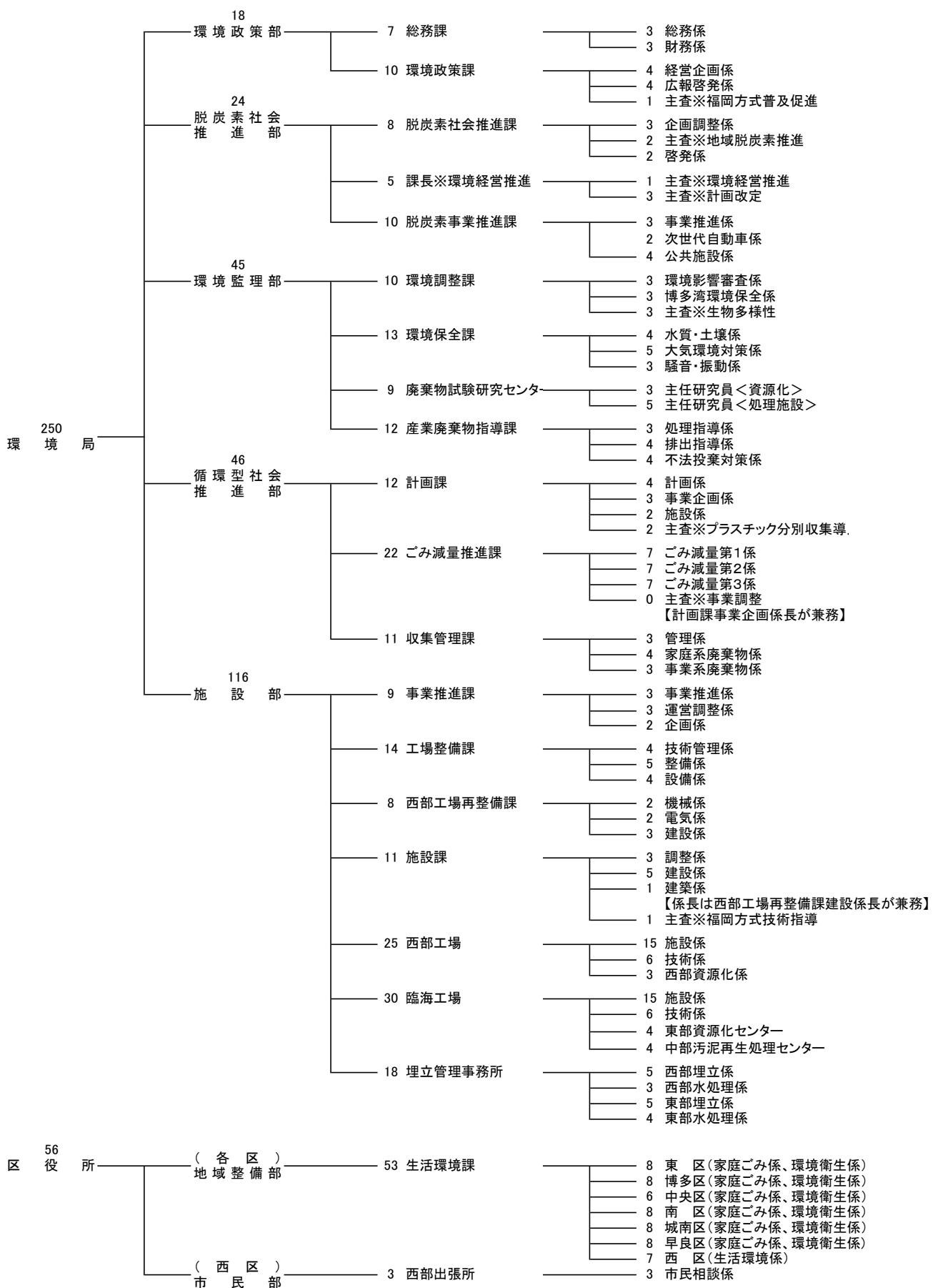
名称	内容	発行日 (又は策定年)	発行頻度	発行部数	担当課
アイランドシティ環境配慮指針のあらまし（改定版）	「アイランドシティ環境配慮指針（改定版）」の概要版	H24. 3 改定	-	1,000 部	環境局 環境調整課
アイランドシティ環境配慮指針（住宅編）（改定版）	「アイランドシティ環境配慮指針（改定版）」のうち、住宅に関する事項について分かりやすく紹介したパンフレット	H24. 3 改定	-	1,000 部	
ふくおかの生きもの	福岡で見られる貴重な生きものや環境関連施設の紹介リーフレット	R2. 3	-	10,000 部	
今津干潟の生きもの	今津干潟の環境やそこに生息・生育する生きものについてのリーフレット	H16. 3	-	500 部	
ビオトープつくってみませんか？	「地域の人たちが協力して小規模な水辺のあるビオトープをつくっていく」という想定でビオトープづくりの過程や活用事例を紹介したリーフレット。環境局で実際に携わったビオトープづくりのノウハウを基に作成	H18. 3	-	5,000 部	
私たちのくらしと生きものにぎわい	生物多様性ふくおか戦略の図解パンフレット	H24. 10	-	3,000 部	
福岡市の環境影響評価制度（環境アセスメント）	福岡市の環境影響評価制度について分かりやすく紹介したパンフレット	H25. 3 改定	-	500 部	
ふくおかのカブトガニ	カブトガニの生態や本市における保全の取り組みを紹介したりーフレット	H25. 3 改定	-	2,000 部	
今津干潟の里海づくりニュースレター	今津干潟において、地域住民と共に実施している里海保全再生活動のニュースレター	H26. 3	-	1,000 部	
“自然で遊ぼうふくおかエコツアーパンフレット”	福岡市内で行えるエコツアーを紹介し、市民と自然の関わり方を啓発するパンフレット	H27. 9	-	5000 部	
“自然で遊ぶふくおかエコツアーパンフレット第2弾”	福岡市内で行えるエコツアーを紹介し、市民と自然の関わり方を啓発するパンフレット	H28. 8	-	5000 部	
ふくおかエコツアーパンフレット海編	福岡市の海辺のエコツアーを紹介し、市民と自然の関わり方を啓発するパンフレット	H30. 3	-	5000 部	
ふくおかエコツアーパンフレット干潟編	福岡市の干潟のエコツアーを紹介し、市民と自然の関わり方を啓発するパンフレット	H31. 3	-	5000 部	
ご存知ですか？光化学スモッグ	光化学スモッグ(光化学オキシダント)について、基礎知識から注意報発令時の健康上の注意点や福岡市防災メールでのお知らせなどを分かりやすく紹介したリーフレット	R5. 3 改訂	-	- (HP掲載のみ)	環境局 環境保全課
福岡市黄砂情報	黄砂の飛来予測や飛来時の行動のめやすなどについてわかりやすく紹介したリーフレット	R5. 4 改訂	-	- (HP掲載のみ)	
教えて！PM2.5	PM2.5の発生源や環境基準、予測情報や行動のめやすなどについてわかりやすく紹介したリーフレット	R6. 9 改訂	-	- (HP掲載のみ)	
福岡市水質測定結果報告書	水環境の状況を把握するために実施した、河川・博多湾などの公共用水域及び地下水などの常時監視結果やダイオキシン類、ゴルフ場農薬などの微量化学物質調査結果を掲載	毎年 1月頃	1回／年	- (HP掲載のみ)	
福岡市大気測定結果報告書	大気汚染状況を監視するために実施した、大気測定局16局の常時監視結果及びダイオキシン類調査結果、有害大気汚染物質調査結果、酸性雨、クロロフルオロカーボン、降下ばいじん、アスベスト等の調査結果を掲載	毎年 1月頃	1回／年	- (HP掲載のみ)	保健医療局 環境科学課
熱中症予防リーフレット	熱中症予防啓発のため、熱中症による救急搬送状況、予防のポイント、応急対応方法や暑さ指数の活用方法等について掲載	R7. 3 改訂	-	42,800 部	
熱中症予防法の8か条	高齢者向けに、熱中症の予防法について分かりやすくまとめたチラシ	H31. 3	-	131,000 部	
熱中症対策の手引き（イベント主催者向け）	イベント主催者向けに計画段階からイベント当日までの必要な対策を分かりやすくまとめたリーフレット	R7. 3 改訂	-	5,400 部	
福岡市保健環境研究所報	保健環境研究所の事業概要並びに調査研究の成果を集約し、関係機関はもとより福岡市民をはじめ全国の方々に情報として提供し、広く活用して頂くことを目的に作成	毎年 12月頃	1回／年	100 部	
環境活動 NEWS	環境活動を行うNPO団体や個人、事業者等の交流・連携を支援する取組みを紹介（保健環境学習室まもるーむ福岡）	R7. 3	1回／年	各 400 部	

名称	内容	発行日 (又は策定年)	発行頻度	発行部数	担当課	
循環のまち・ふくおか 推進プラン	ごみの発生抑制や再使用に重点を置いた 3 R の取組みにより「福岡式循環型社会システムの構築」を推進するための基本的な方向性を定める一般廃棄物の処理に関する計画、かつ「福岡市環境基本計画（第三次）」の部門別計画	R3. 8	-	1, 500 部	環境局計画課	
循環のまち・ふくおか 推進プラン リーフレット	上記計画の市民への P R と、ごみ減量の取り組み方を解説したリーフレット	R3. 8	-	2, 500 部	環境局計画課	
社会科副読本 「ごみとわたしたち」	本市のごみ処理のしくみや 3 R の取組みを紹介した小学 4 年生向けの社会科副読本「ごみとわたしたち」を作成・配布している。	R7. 3	1 回／年	16, 000 部	環境局 ごみ減量推進課	
ゼロ ポイ捨て O ! FUKUOKA	福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の内容を解説したリーフレット	H24. 3	-	1, 250 部		
家庭ごみルールブック	福岡市の家庭のごみ出しルール、資源物の出し方や回収場所を紹介。	R7. 2	1 回／年	83, 000 部		
家庭ごみガイド	福岡市の家庭のごみ出しルール、資源物の出し方や回収場所を紹介。家庭ごみルールブックの簡易版として作成。	R7. 2	1 回／年	50, 000 部		
引っ越しごみの出し方チラシ	引っ越しなど臨時ごみの出し方について紹介。	R7. 2	1 回／年	11, 000 部		
QR T コードによる多言語 ごみ出し案内チラシ	1 つの QR コードから 10 種類の言語でごみの出し方を案内。QR コードを読み取ると、携帯端末に設定されたユーザー言語に対応した翻訳ページを表示。	R2. 2	-	50, 000 部		
事業系一般廃棄物処理ルールブック	事業所から出るごみの分類や処理方法について紹介。	R4. 3	-	50, 000 部		
古紙分別ガイドブック	令和 2 年 10 月開始の事業系ごみの分別区分追加に向け、古紙の出し方や古紙業者の情報を見学者等に説明するためのパンフレット。「福岡方式」の開発経緯や概要、跡地利用の説明の他、国際協力事例などを紹介している。	R6. 10	-	250 部	日本語版 1, 000 部 英語版 1, 000 部	環境局 施設課
福岡方式（準好気性埋立構造とは？）パンフレット	ごみ埋立技術の福岡方式（準好気性埋立構造）を見学者等に説明するためのパンフレット。「福岡方式」の開発経緯や概要、跡地利用の説明の他、国際協力事例などを紹介している。	H25. 3 改訂	-	-	日本語版 1, 000 部 英語版 1, 000 部	環境局 施設課
福岡市新・緑の基本計画	緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、少子高齢化や環境問題といった、緑をとりまく社会状況の変化に対応しながら、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的に、「都市緑地法」及び「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」に基づき策定したもの。	H21. 5	-	-	住宅都市みどり局 みどり企画課	
社会科副読本 「わたしたちのくらしと下水道」	下水道の存在意義を理解してもらうため、下水道のしくみと役割をまとめた小学校 4 年生向けの社会科資料「わたしたちのくらしと下水道」を作成し、配布している。	R6. 4	1 回／年	17, 500 部		
エコパークゾーン ガイドブック	博多湾東部のエコパークゾーンについて、市民の認知度や関心を高めることを目的に、エコパークゾーンの経緯や各ゾーンの見どころ、交通アクセス、これまでに実施した環境保全創造に向けた取組等について紹介したガイドブックを作成・配布している。	R5. 4 改訂	-	20, 000 部	港湾空港局 みなと環境政策課	
アイランドシティ自然 エネルギー活用ビジョン	国内トップレベルの創エネ・省エネ型都市の実現を目指すアイランドシティにおいて、自然エネルギーを最大限に活用したまちづくりを進める将来像や今後の取り組みの方向性等を市民及び事業者等に示したもの。	H23. 9	-	-	港湾空港局 事業管理課	
みずだより (水道広報紙)	水道事業全般について市民に情報を提供し、水道事業への理解促進を図っている。	R7. 1. 1 R7. 5. 15	2 回／年	約 90 万部/回 (市内全戸配布)	水道局総務課	
社会科副読本 「水とわたしたち」	限りある貴重な資源である水を大切に使い、水に対する理解を深めるために、本市の水道に関してまとめた、小学 4 年生向け副読本「水とわたしたち」を作成し、配布している。	R7. 4	1 回／年	17, 000 部		
地下鉄概要パンフレット	地下鉄が環境にやさしい乗り物であることや、環境負荷軽減の取組みを進めていることを紹介している。	R7. 8	-	HP 掲載及び 500 部	交通局 広報戦略課	

4 環境局の概要

(1) 令和7年度 環境局機構図（令和7年4月1日現在）

※数字は職員定数



※区役所の数は、環境局で給与費の支払いをしている職員数

(2) 職員配置表

令和7年4月1日現在

区分	合計	局長	部長	課長	係長	係員		環境業務員
						事務	技術	
総計	306	1	5	26	64	88	94	28
局計	250	1	5	19	57	57	83	28
環境政策部	18		1	2	5	9	1	
総務課	7			1	2	4		
環境政策課	10			1	3	5	1	
脱炭素社会推進部	24		1	3	8	7	5	
脱炭素社会推進課	8			1	3	3	1	
環境経営推進担当	5			1	2	2		
脱炭素事業推進課	10			1	3	2	4	
環境監理部	45		1	4	11	5	24	
環境調整課	10			1	3		6	
環境保全課	13			1	3		9	
廃棄物試験研究センター	9			1	2		6	
産業廃棄物指導課	12			1	3	5	3	
循環型社会推進部	46		1	3	10	26	6	
計画課	12			1	4	3	4	
ごみ減量推進課	22			1	3	16	2	
収集管理課	11			1	3	7		
施設部	116		1	7	23	10	47	28
事業推進課	9			1	3	4	1	
工場整備課	14			1	3		10	
西部工場再整備課	8			1	3		4	
施設課	11			1	3	1	6	
西部工場	25			1	3	1	8	12
臨海工場	30			1	4	1	12	12
埋立管理事務所	18			1	4	3	6	4
区張出所	各区役所生活環境課 西部出張所	56		7	7	31	11	

※ 区役所の職員配置数については、環境局給与費で支払いしている職員の数を記載している。

(3) 事務分掌

令和7年4月1日現在

担当課	分掌事務
環境政策部	
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ①当該局の所掌事務に係る局内の総合的な連絡調整に関すること。 ②当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。 ③当該局の予算及び決算に関すること。 ④他の部及び部内の他の課の主管に属しないこと。
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ①環境の保全及び創造に係る総合的な企画及び調整に関すること。 ②環境審議会に関すること。 ③環境に関する広報に係る総合調整に関すること。 ④環境保全の意識の普及向上に関すること。 ⑤地域における環境活動の促進に関すること。 ⑥地域における環境活動の促進に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。 ⑦当該局の自律経営の推進に関すること。 ⑧福岡方式の普及促進に関すること。
脱炭素社会推進部	
脱炭素社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> ①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。 ②脱炭素社会の実現に係る企画及び調整に関すること。 ③温暖化対策の啓発に関すること。 ④再生可能エネルギーの利用促進に係る企画及び調整に関すること。 ⑤部内の他の課の主管に属しないこと。
脱炭素事業推進課	<ul style="list-style-type: none"> ①温暖化対策に係る事業の推進に関すること。 ②再生可能エネルギーの利用促進に関すること。ただし、脱炭素社会推進課の所管に係るものを除く。 ③次世代自動車の普及促進に関すること。 ④市役所業務に係る温暖化対策の推進に関すること。
環境監理部	
環境調整課	<ul style="list-style-type: none"> ①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。 ②事業等の立案及び実施における環境への配慮の推進に係る調整に関すること。 ③生物多様性地域戦略の推進に関すること。 ④環境影響評価制度に関すること。 ⑤環境影響評価審査会に関すること。 ⑥博多湾の環境保全及び自然環境保全に関すること。 ⑦自然環境保全の意識の普及向上に関すること。
環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ①大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動その他の公害(事業場等に係るものに限る。)の調査及び防止に関すること。 ②大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動等に係る環境の調査及び情報の収集、解析、提供等に関すること。 ③公害に係る相談に関すること。 ④公害の防止に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。
廃棄物試験研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ①清掃施設及び廃棄物の試験検査に関すること。 ②廃棄物の資源化に係る各種技術の調査研究に関すること。
産業廃棄物指導課	<ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物の処理に関すること。 ②産業廃棄物に係る調査及び統計に関すること。 ③産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可等に関すること。ただし、農林水産局水産部水産振興課の所管に係るものを除く。 ④産業廃棄物処理業者の指導に関すること。 ⑤産業廃棄物の指導に関すること。 ⑥建設廃棄物の再資源化に関すること。 ⑦使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく許可及び指導に関すること。 ⑧PCB廃棄物の処理等に関すること。 ⑨不法投棄の防止に関すること。 ⑩当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。

担当課	分掌事務
循環型社会推進部	
計画課	<ul style="list-style-type: none"> ①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。 ②廃棄物行政に係る総合的な企画及び調整に関すること。 ③一般廃棄物の減量及びリサイクルに係る企画立案及び基本調査に関すること。 ④一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設の許可等に関すること。ただし、農林水産局水産部の所管に係るもの除く。 ⑤一般廃棄物処分業者の施設の検査並びに指導及び監督に関すること。 ⑥一般廃棄物の処理施設の整備計画に関すること。 ⑦災害廃棄物に関すること。 ⑧プラスチックごみの分別収集導入に関すること。 ⑨ふくおか環境財団との連絡調整に関すること。 ⑩当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。 ⑪部内の他の課の主管に属しないこと。
ごみ減量 推進課	<ul style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物の減量及びリサイクルに係る企画立案及び基本調査並びに情報提供に関すること。 ②一般廃棄物の適正な分別・排出の啓発に関すること。 ③事業系一般廃棄物の減量及びリサイクルに係る排出指導に関すること。 ④リサイクルプラザに関すること。 ⑤清掃意識の普及向上に関すること。 ⑥当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。
収集管理課	<ul style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物の処理に関すること。 ②一般廃棄物の処理に係る調査及び統計(し尿に係るものに限る。)に関すること。 ③一般廃棄物収集運搬業の許可等に関すること。ただし、農林水産局水産部の所管に係るもの除く。 ④一般廃棄物収集運搬業者の器材の検査並びに指導及び監督に関すること。ただし、農林水産局水産部の所管に係るもの除く。 ⑤浄化槽清掃業の許可に関すること。 ⑥当該局の所管に係る公衆便所に関すること。 ⑦粗大ごみ受付センターに関すること。 ⑧当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。

担当課	分掌事務
施設部	
事業推進課	①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。 ②一般廃棄物の処理に係る調査及び統計に関すること。ただし、循環型社会推進部収集管理課の所管に係るものを除く。 ③廃棄物の受入基準に関すること。 ④当該局の所管する工事に係る技術基準及び設計積算に関すること。ただし、施設課の所管に係るものを除く。 ⑤市外等の一般廃棄物の受入れに関すること。 ⑥福岡クリーンエナジーとの連絡調整に関すること。 ⑦福岡都市圏南部環境事業組合との連絡調整に関すること。 ⑧部内の他の課の主管に属しないこと。
工場整備課	①一般廃棄物処理施設及び汚水処理場の建設設計画に関すること。ただし、西部工場再整備課の所管に係るものを除く。 ②当該局の所管に係る施設の設備工事の施行に関すること。ただし、西部工場再整備課の所管に係るものを除く。 ③一般廃棄物処理施設への搬入計画及び搬入調整に関すること。 ④自己搬入ごみ事前受付センターに関すること。
西部工場 再整備課	①西部工場の再整備に係る建設に関すること。
施設課	①当該部の所管に係る施設の設置に係る地元との連絡調整に関すること。 ②当該局の所管に係る施設の建設設計画に関すること。ただし、工場整備課及び西部工場再整備課の所管に係るものを除く。 ③当該局の所管に係る施設の土木・建築工事の施行に関すること。ただし、西部工場再整備課の所管に係るものを除く。 ④当該局の所管する工事に係る技術基準及び設計積算に関すること。ただし、最終処分場に係るものに限る。 ⑤福岡方式の技術に係る相談及び助言に関すること。
西部工場	①西部工場における廃棄物の処理に関すること。 ②西部工場及びその付帯施設の維持管理に関すること。 ③小呂島生ごみ処理場の維持管理及び運営に関すること。 ④その他特に命じる事項に関すること。
臨海工場	①臨海工場及び東部資源化センターにおける廃棄物の処理に関すること。 ②臨海工場、東部資源化センター及びその付帯施設の維持管理に関すること。 ③中部汚泥再生処理センター及び玄界島焼却場の維持管理及び運営に関すること。 ④その他特に命じる事項に関すること。
埋立管理 事務所	①埋立場及び汚水処理場に係る廃棄物の埋立処分に関すること。 ②埋立場、汚水処理場及びその付帯施設の維持管理に関すること。 ③その他特に命じる事項に関すること。

特命担当の課長

所属	特命事項
脱炭素社会推進部	環境経営推進

担当課	分掌事務
区役所	
生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ①清掃相談、清掃思想の普及及びごみ減量の推進に関すること。 ②廃棄物処理の申込受付に関すること。ただし、市民部市民課の所管に係るものを除く。 ③廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。 ④清掃委託業務の検査に関すること。 ⑤廃棄物の不法投棄の防止に関すること。 ⑥環境活動の推進に関すること。 ⑦墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可及び立入検査等に関すること。 ⑧改葬許可に関すること。 ⑨浄化槽に関すること。ただし、環境局及び住宅都市みどり局の所管に係るものを除く。 ⑩浄化槽保守点検業者の登録に関すること。 ⑪衛生害虫等の相談に関すること。 ⑫除草の相談に関すること。 ⑬環境の保全に係る相談に関すること。 ⑭特定建設作業に係る届出の受理、監視及び指導に関すること。
西部出張所 (市民相談係)	<ul style="list-style-type: none"> ①清掃思想の普及に関すること。 ②廃棄物処理の申込みの受付に関すること。 ③市民相談（清掃相談を含む。）に関すること。 ④清掃委託業務の検査、廃棄物処理業者の指導及び監督、廃棄物の不法投棄の防止並びに環境活動の推進に関すること。

(4) 施設・車両

① 事務所

区分	粗大ごみ受付センター
所在地	福岡市中央区那の津2丁目10番15号
電話番号	092-731-1153
アドレス	https://sodaigomi-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●電話での受付 <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前9時から午後5時 ・休み 日曜日、年末年始（12月29日～1月3日） ・FAXでの申し込み 092-731-1195 ●インターネット、LINEでの受付 原則として24時間365日受付対応 (ただし、メンテナンス作業時は受付不可) ●業務内容 粗大ごみ処理の申込みを受け付け、コンピューターシステムを利用して、受付情報を収集業者に送信する。 ●電話回線 22回線

区分	自己搬入ごみ事前受付センター
所在地	福岡市博多区博多駅前2丁目1番1号
電話番号	092-433-8234
アドレス	https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●電話での受付 <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時30分から午後4時 ・休み 日曜日、年始（1月1日～1月3日） ●インターネットでの受付 原則として24時間365日受付対応 (ただし、メンテナンス作業時は受付不可) ●業務内容 自己搬入ごみの申込みを受け付け、コンピューターシステムを利用して、データ管理を行い、各ごみ処理施設へ受付情報を送信する。 ●電話回線 年間平均11回線（繁忙期は最大16回線）

② ごみ処理施設

ア 工場

区分	西部工場	臨海工場
所在地	福岡市西区大字拾六町1191番地 (クリーンパーク・西部内)	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13-42 (クリーンパーク・臨海内)
電話番号	092-891-3433	092-642-4577
敷地面積	約143,500m ²	約97,700m ²
建築面積	12,357m ²	21,901m ²
延床面積	27,122m ²	53,004m ²
竣工	平成4年3月	平成13年3月
焼却炉型式	連続運転式ストーカ炉	連続運転式ストーカ炉
規模	750t/日 (250t/日×3基)	900t/日 (300t/日×3基)
排ガス処理	無触媒脱硝 電気式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 活性炭吹込+ろ過式集じん	無触媒脱硝 消石灰吹込+ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式
煙突	外筒RC造、内筒鋼板製 高さ80m、集合煙突方式	外筒RC造、内筒鋼板製 高さ80m、集合煙突方式
熱利用	所内給湯冷暖房 自家発電 (10,000kW) 総合西市民プール、 西部3Rステーション 福岡100プラザ西へ電力供給 余剰電力は売却	所内給湯冷暖房 自家発電 (25,000kW) 余剰電力は売却

区分	東部工場	福岡都市圏南部工場
所在地	福岡市東区蒲田5丁目11-2 (クリーンパーク・東部内)	春日市大字下白水104-5
電話番号	092-691-2999	092-596-1570
敷地面積	約58,000m ²	約95,000m ²
建築面積	14,798m ²	9,486m ²
延床面積	33,450m ²	19,093m ²
竣工	平成17年7月	平成28年3月
焼却炉型式	連続運転式ストーカ炉	連続運転式ストーカ炉
規模	900t/日 (300t/日×3基)	510t/日 (170t/日×3基)
排ガス処理	消石灰吹込+活性炭吹込+ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝	ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝 活性炭吸着
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式	廃熱ボイラ方式
煙突	外筒RC造、内筒鋼板製 高さ80m、集合煙突方式	外筒RC造、内筒鋼板製 高さ80m、集合煙突方式
熱利用	所内給湯 自家発電 (29,200kW) クリーンパーク・東部管理棟、東部汚水 処理場へ電力供給 東部資源化センターへ電力・熱供給、余 剰電力は売却	所内給湯 自家発電 (16,700kW) 余剰電力は売却

※東部工場の建設・運営は(株)福岡クリーンエナジーで実施

※福岡都市圏南部工場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合で実施

イ 不燃ごみ破碎選別処理施設

区分	東部資源化センター	西部資源化センター
所在地	福岡市東区蒲田5丁目11-1 (クリーンパーク・東部内)	福岡市西区大字拾六町1191番地 (クリーンパーク・西部内)
電話番号	092-691-0831	092-891-3433
敷地面積	約36,000m ²	西部工場敷地の一部
延床面積	約5,800m ²	約8,500m ²
竣工	昭和61年9月	平成6年7月
処理能力	175t/日 (75t/5h、100t/5h)	100t/日 (100t/5h × 1系列)
施設の概要	不燃ごみを破碎し、有価物(鉄・アルミ)、可燃物及び不燃物に選別する。	

※西部資源化センターでの受入は、令和7年3月末で停止。

ウ 最終処分場

区分	東部(伏谷)埋立場	西部(中田)埋立場
所在地	糟屋郡久山町大字山田1431-1	福岡市西区今津4439
総面積(ごみの埋立量)	約644,000m ² (約503万m ³)	約380,000m ² (約254万m ³)
R7年3月までの埋立量	約324万m ³	約115万m ³
浸出水処理施設	敷地面積 17,000m ² 処理方法 (放流先) 生物処理+物理化学処理 (公共下水道)	13,000m ² 生物処理+物理化学処理 (公共水域(瑞梅寺川))
処理能力	1,600m ³ /日	3,700m ³ /日
管理事務所(電話)	埋立管理事務所東部埋立係 (092-976-1851)	埋立管理事務所西部埋立係 (092-807-5553)

区分	福岡都市圏南部最終処分場
所在地	大野城市大字中906-12
総面積	約152,000m ²
R7年3月までの埋立量	約9万5千m ³
浸出水処理施設	処理方法 (放流先) 生物処理+物理化学処理 (公共下水道)
処理能力	180m ³ /日

※福岡都市圏南部最終処分場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合で実施

工 離島処理施設

区分	玄界島焼却場	小呂島生ごみ処理場	
所在地	福岡市西区大字玄界島 字ヶ原310-2	福岡市西区大字小呂 島字神の下63-1	福岡市西区大字小呂 島306-2
敷地面積	約783m ²	約250m ²	約180m ²
竣工	平成26年5月	平成13年3月	平成28年3月
処理能力	1 t / 8 h	30kg/日	20kg/日
処理方式	機械化バッチ燃焼式 (ストーカ炉)	生ごみ分解消滅処理(バイオ処理)	

ガラスびん・ペットボトル中継保管施設

所在地	福岡市東区蒲田5丁目14番2号 (クリーンパーク・東部内)
敷地面積	約3,000m ²
建築面積	886.43m ²
竣工	平成12年3月
保管容量	341m ³
施設概要	ガラスびん及びペットボトルの分別収集を実施するためのストックヤード

ガストックヤード

所在地	福岡市東区蒲田5丁目11番1号 (クリーンパーク・東部内)
敷地面積	約1,800m ²
建築面積	540m ²
竣工	平成21年3月
施設概要	廃家電、廃蛍光管及び廃白色トレイの一時保管施設

③ 啓発施設

区分	西部3Rステーション (西部リサイクルプラザ)	臨海3Rステーション (臨海リサイクルプラザ)
開館	平成6年6月	平成13年3月
所在地 (電話)	福岡市西区今宿青木1043番地の2 (クリーンパーク・西部内) (092-882-3190)	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13番42号 (クリーンパーク・臨海内) (092-642-4641)
延床面積	985m ²	2,170m ²
備考	家具(臨海3Rステーションのみ)・図書・衣類等リユースエリア、情報・啓発エリア、講座エリア等 開館 午前10時～午後5時 休館 月曜日(休日の場合は次の平日)、年末年始(12月28日～1月3日)	

④ し尿処理施設

区分	中部汚泥再生処理センター
所在地 (電話)	福岡市中央区那の津二丁目11番3号 (092-642-4577)
敷地面積 (延床面積)	9,312m ² (4,678m ²)
供用	平成27年11月～(昭和63年3月～平成27年10月迄中部中継所として運用)
施設能力	計画日量65kℓ /日 (固液分離設備: 91kℓ /日)
処理フロー	投入槽 (100m ³ × 2槽) ↓ 破碎ポンプ ↓ 貯留槽 (200m ³) ↓ 汚泥供給ポンプ ↓ 汚泥脱水機 → 脱水汚泥 ↓ 臨海工場 (燃料) ロ液槽 (250m ³) ↓ 曝気槽 (400m ³) ↓ 希釀水 → 放流槽 (110m ³) ↓ 公共下水道管渠
臭気対策	薬液洗浄 (酸・アルカリ・次亜塩素酸ソーダ) + 活性炭吸着
圧送管	圧送管は廃止し公共下水道へ放流

※平成13年3月 海洋投入廃止

平成18年3月 中部中継所処理フロー変更

平成19年3月 久山中継所廃止

平成19年4月 中部中継所より東部水処理センターへし尿圧送開始

平成21年3月 玄界島中継施設し尿処理停止

平成22年3月 玄界島中継施設廃止

平成25年3月 中部中継所脱臭処理フロー変更

平成27年11月 中部中継所を廃止し中部汚泥再生処理センターとして供用開始

平成30年3月 中部汚泥再生処理センター脱臭処理系統分離

⑤ 車両（令和7年4月1日）

ア ごみ収集車

区分		計	パッカー車		4輪ダンプ	クレーンダンプ	トラック等	業者数
			中型 (2t超)	小型 (2t以下)				
計		404	230	85	10	1	78	41
委託	可燃ごみ収集	165	105	42	—	—	18	14
	不燃ごみ収集	26	11	10	—	—	5	3
	粗大ごみ収集	45	8	10	—	—	27	8
	空きびん・ペットボトル収集	28	13	11	—	—	4	3
許可		140	93	12	10	1	24	13

※不燃ごみ、粗大ごみの一部及び空きびん・ペットボトルの収集業者は同一業者である。

イ 尿收集車

区分		計	ポンプ車				業者数
			大型 (4.5kℓ以上)	中型 (3.3~3.7kℓ)	小型 (3.2~1.9kℓ)	(1.8kℓ以下)	
合計		14	2	6	4	2	3
委託	(公財)ふくおか環境財団	6	—	3	3	—	1
許可(浄化槽汚泥等)		8	2	3	1	2	2

ウ その他

区分	計	ダンプ車	ロードスライバー	散水車	トラック	清掃船	ブルドーザー	ショベル	コンパクター	パッカー	普通乗用車	フォークリフト	ホイールローダ
道路・街路清掃 (委託)	50(18)	17(5)	16(6)	15(5)	—	—	—	—	—	2(2)	—	—	—
河川清掃 (委託)	5(2)	—	—	—	—	5(2)	—	—	—	—	—	—	—
犬猫等の死体収集 (委託、許可)	4	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—
民間協力店資源回収 (委託)	6	—	—	—	4	—	—	—	—	2	—	—	—
工場焼却灰運搬(委託) 破碎不燃物及び副産塩運搬を含む	14(1)	14(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埋立処分場管理 (委託)	12	4	—	2	—	—	2	2	2	—	—	—	—
びん・ペット中継保管 (委託)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1

※()内数字は予備車であり内数である。

東部工場を含む。

⑥ その他

ア 公衆便所の整備及び清掃

環境局所管の公衆便所については、不特定多数の利用者が見込まれ、環境衛生上必要がある場合に整備することとし、令和6年4月現在、21か所に設置するとともに、夏季に2か所の海水浴場に仮設トイレを臨時設置している。

常設公衆便所の清掃については、委託により毎日（日曜日を除く）又は隔日（土、日曜日を除く）に1回実施しており、利用頻度の高いところは毎日2回及び日曜日に1回の清掃を行っている。

区	名 称	所 在 地	規 模	面 積	供用開始年月
東	箱 崎	箱崎1丁目42	女3、男大1、小3	20.00m ²	S 55. 9
	志 賀 島	大字志賀島411-1	女2、男大1、小2	11.52m ²	S 58. 2
	香 椎	香椎4丁目17	女2、男大1、小3	18.40m ²	H 3. 3
博	対 馬 小 路	対馬小路3	女1、男大1、小2、身1	20.78m ²	S 47. 3
	東 中 島 橋	中洲5丁目6	女2、男大1、小2、身1	27.25m ²	S 49. 3
	中洲かけ橋	中洲4丁目1	女2、男大1、小4	16.89m ²	H元. 1
	櫛 田 神 社	上川端町1	女4、男大2、小4、身1	66.24m ²	R 7. 2
	恵 比 須 橋	下呂服町10	女1、男大1、小1	9.40m ²	S 51. 3
多	市民体育館	東公園8-2	女2、男大1、小3	14.24m ²	S 47. 3
	盲導犬専用トイレ	天神2丁目11	犬用1	6.51m ²	H15. 11
	長 浜	長浜3丁目14	女1、男大1、小1、身1	15.55m ²	H28. 2
	城 内 町	城内11	女2、男大1、小2	14.31m ²	S 58. 3
中	天神1丁目	天神1丁目12	女2、男大1、小2、身1	25.47m ²	H 4. 3
	板 屋	大字板屋308-1	女1、男大1、小1	10.75m ²	S 53. 12
	田 隈	大字野芥2	女2、男大1、小3	16.81m ²	S 52. 8
	能 古	能古193-2	女2、男大1、小2	14.58m ²	S 58. 2
西	玄 界 島	大字玄界島21-14	女1、男大1、小1	4.50m ²	S 54. 3
	今 津	今津377-4	大3、小3	16.54m ²	S 61. 3
	下 山 門	下山門4丁目2	女2、男大1、小3	17.28m ²	S 61. 7
	飯 盛	大字飯盛609	女2、男大1、小2	12.93m ²	H 3. 3
	今津ふれあい広場	今津4824-4	小1、身1	11.36m ²	H30. 11
計		21	か 所		

イ 跡地利用

本市では、昭和40年以降東西2方面に11か所の埋立場を設置し、うち9か所については、既に埋立を完了しており、埋立完了後の跡地利用については地元条件、行政需要等を勘案の上、都市づくりの観点から総合的な活用計画を企画・立案し、その有効利用を図っている。

なお、姪浜埋立場、今津第1埋立場及び今津第2埋立場については、平成18年12月11日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地を指定区域として指定した。

(埋立場の設置及び跡地の利用状況)

名 称		総面積 千m ²	跡地残面積 千m ²	埋立期間	所 在 地	利 用 状 況
東部埋立場	八田埋立場	234	5	S43. 9～ S48. 3	東区青葉	小学校、特別支援学校、公民館 中学校、公園（青葉公園）等
	旧蒲田埋立場	42		S40. 6～ S43. 9	東区蒲田	ペットボトル保管庫 スプリングマットレス外解体処理棟
	久山埋立場	94		S48. 3～ S50. 3 S51. 4～ S51. 11	糟屋郡久山町大字山田	ケイマンゴルフ場
	新蒲田埋立場	61		S50. 4～ S51. 3 S51. 12～ S52. 7	東区蒲田	資源化センター 東部工場（福岡クリーンエナジー） ストックヤード
	武節ヶ浦埋立場	191		S52. 8～ S63. 3	東区蒲田	運動広場 びん・ペットボトル中継保管施設 汚水処理場 ※メガソーラー発電所
	伏谷埋立場 (埋立中)	644	—	S63. 4～	糟屋郡久山町大字山田	久山グラウンドゴルフ場
西部埋立場	姪浜埋立場	65	—	S45. 2～ S47. 12	西区姪浜町	中学校、幼稚園
	今津第1埋立場	64	—	S48. 1～ S49. 4	西区今津	借地であったため、所有者に返還（農地）
	今津第2埋立場	11	—	S49. 5～ S49. 10	西区今津	借地であったため、所有者に返還（農地）
	今津埋立場	758	311	S50. 2～ H11. 9	西区今津	特別支援学校、運動公園、市民リフレッシュ農園、子どもの村、松濤園等 球技場
	中田埋立場 (埋立中)	380	—	H 8. 4～	西区今津	※メガソーラー発電所

※は暫定的利用

⑦ 予算

令和7年度の環境局予算は、306億2,398万3千円で一般会計予算の約2.8%を占めており、施設整備関連事業費の計画的な進捗などにより前年度当初予算に比し約0.8%の減となっている。

ア 令和7年度重要施策

(ア) 快適で良好な生活環境のまちづくり

a) 黄砂・PM2.5等の大気汚染物質への対応

PM2.5や光化学オキシダントをはじめとする大気汚染物質の状況を把握するとともに、黄砂等の予測情報を提供する。

74,898千円

b) 良好的な生活環境の保全

「福岡市アスベスト対策推進プラン（第二次）」に基づき、建築物の解体工事等に対して監視・指導を実施する。加えて、騒音や化学物質等について監視・指導を実施する。

56,426千円

c) 気候変動への適応

全庁的な推進体制のもと、気候変動適応に係る適応策の情報共有や、各局区と連携した取組みを推進する。

熱中症対策については、暑さ指数情報等に基づき、LINEや防災メール等による注意喚起を実施する。また、クールシェアふくおかを実施するとともに、リーフレットやSNS等を活用した啓発を実施する。

13,975千円

d) 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

自治会・町内会による地域ぐるみ清掃やボランティアによる清掃活動を支援し、清潔で美しいまちづくりを進める。

5,244千円

(イ) 市民がふれあう自然共生のまちづくり

a) 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

生きものの育みと恵みを未来につなぐ豊かな博多湾を目指して、「博多湾環境保全計画（第三次）」を策定するとともに、モニタリング調査等を継続する。

また、市内における自然環境調査及び「福岡県アライグマ防除実施計画」に基づき特定外来生物アライグマの捕獲業務を行う。

54,807千円

b) 生物多様性の認識の社会への浸透

生物多様性の保全・回復・創出やその持続的な利用を実現するため、多様な主体が連携・共働して、生物多様性の重要性を社会に浸透させるとともに、行動につなげる取組みを推進する。

58,644千円

(ウ) 資源を活かす循環のまちづくり

a) 広報啓発の推進

広く市民の理解を深め、実践行動を推進するため、小学校4年生を対象に行う環境学習の実施、市政だよりの環境特集号の発行のほか、出前講座やSNSの活用等による周知・啓発を実施する。

109,242千円

b) プラスチックごみ対策の推進

令和9年2月のプラスチック分別収集導入に向け、収集運搬やリサイクル体制の構築に取り組むとともに、様々な媒体を活用した効果的な広報啓発を実施する。

海洋プラスチックごみ対策については、福岡都市圏で連携した取組み等を実施し、意識啓発を

行う。

102,199千円

c) 古紙等の資源化の推進

集団回収において、地域や回収事業者と連携した古紙の出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域や回収事業者が行う報告等の手続きの負担軽減やペーパーレス化を図るため、「地域集団回収アプリ」の運用を開始する。

また、雑がみリサイクル認知度向上のため、様々な媒体を活用した広報・啓発を実施する。

541,189千円

d) 食品廃棄物対策の推進

事業者等と連携し、フードドライブに関する情報発信や啓発キャンペーンを実施するとともに、食品ロス削減に取り組む福岡エコ運動協力店の周知や、店舗の売れ残り食品等の廃棄を削減する取組みを推進する。

食品廃棄物の資源化については、家庭への生ごみ堆肥化容器の購入補助のほか、飼料化、堆肥化、メタン化に取り組む排出事業者に対する支援を行う。

さらに、小学校において子どもたちが食の資源循環を学び実践する機会を創出する。

125,727千円

e) 廃棄物の適正処理の確保

家庭ごみの収集運搬を着実に実施するとともに、不法投棄対策及び資源物の持ち去り対策等に取り組む。

また、清掃工場等へのごみの自己搬入については、これまでの平日、土曜祝日に加えて毎週日曜日にいづれかの施設で受け入れを実施するとともに、搬入物検査による分別や不適物除去指導の徹底に取り組む。

さらに、清掃工場や埋立場等の施設整備を計画的に実施するとともに、新西部工場（仮称）に関する建設事業者選定等を進める。

16,865,110千円

(エ) 未来につなぐ脱炭素のまちづくり

a) 温暖化対策の推進

2040年度温室効果ガス排出量実質ゼロのチャレンジ目標の達成に向け、施策の方向性や市の脱炭素をけん引する新たな取組み等を盛り込んだ「脱炭素戦略2040（福岡市地球温暖化対策実行計画）」の策定を進める。先行的な取組みとして、ペロブスカイト太陽電池を率先導入するとともに、事業者による設置を支援する。また、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換に向け、市民や事業者の理解を深め、実践行動を推進するため、市政だよりやSNS等を活用した啓発・広報を行い、地域における環境人材の育成や行動変容を後押しする。

市役所については、再生可能エネルギーの利用や省エネの推進、庁用車の脱ガソリン車への切替など率先した取組みを推進する。

489,560千円

b) 家庭・業務部門の脱炭素化推進

市民・事業者の脱炭素化に向けた取組みを推進するため、家庭部門では、太陽光発電や蓄電池など住宅用エネルギーシステムの導入支援を行うとともに、「ECOチャレンジ応援事業」を拡充し実施する。業務部門では、再エネ・省エネ設備の導入やZEBなど省エネ性能の高い建築物の設計費に対する支援を行うとともに、事業所における再生可能エネルギー電気の利用促進に向けた非化石証書の共同購入を実施する。また、企業と連携したセミナーの開催や企業が共同で実施する脱炭素の取組みを支援するなど脱炭素経営への移行を推進する。

495,998千円

c) 自動車部門の脱炭素化推進

次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車）への移行を推進するため、車両購入や充電設備設置に対する助成等を行うとともに、カーシェアリング普及に

向けた啓発等を実施する。

また、貨物車等からのCO₂排出量を削減するため、燃料の脱炭素化に向けた実証事業を行う。

248,941千円

(才) 環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり、広域的な取組み

a) 環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり

広報啓発戦略に基づき、多種多様なツールやコンテンツ等を活用し、ターゲットに応じた効果的な広報啓発を実施する。

また、環境に配慮した取組みを行う事業者を登録・紹介する「環境経営宣言登録制度」を創設し、環境経営の裾野を広げる。

51,027千円

b) ふくおかから九州・アジアへ

廃棄物処理や環境の保全など広域化する環境行政に対応するため、近隣自治体との相互連携により、情報交換や啓発事業等を実施する。

また、廃棄物埋立技術「福岡方式」の普及など国際貢献・協力の取組みを推進する。

14,675千円

(カ) 新たな環境基本計画の策定

a) 福岡市環境基本計画（第四次）の策定

気候変動や汚染、生物多様性の損失と言った喫緊の課題となっている環境問題に対し、脱炭素や循環経済の確立、自然再興など、解決策への機運が高まっており、環境分野を取りまく国内外の社会情勢等の変化に対応するため、新たな「環境基本計画」を策定する。

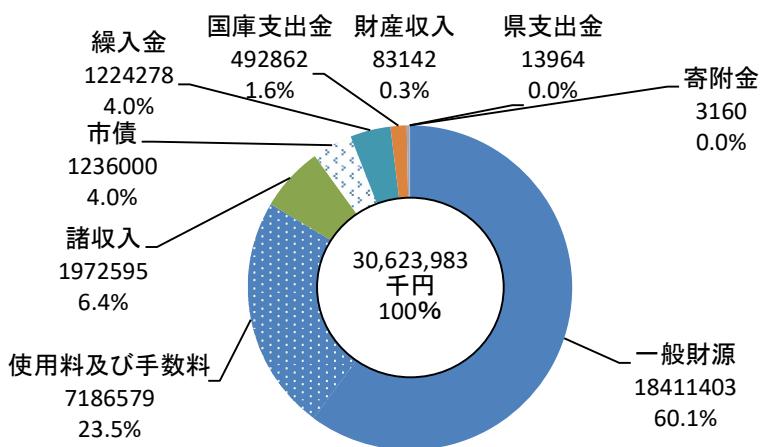
9,174千円

イ 一般会計と環境費

区 分	一 般 会 計	環 境 費
令 和 7 年 度 当 初 予 算	1,112,830,000千円	30,623,983千円
比 率 (一般会計=100%)	100%	2.8%
対 前 年 度 比 (令和6年度=100%)	102.8%	99.2%

ウ 令和7年度 環境局予算の内訳

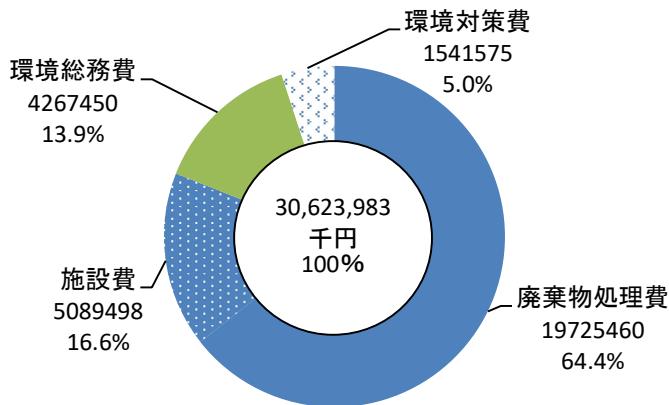
(ア)歳入



(単位:千円)

科 目	予 算 額	説 明
特 定 財 源	12,212,580	
使用料及び手 数 料	7,186,579	環境施設使用料 10,591 運動広場使用料 863 ごみ処理手数料 7,127,925 し尿処理手数料 44,500 収入証紙収入 2,700
国庫支出金	492,862	地球温暖化対策費補助金 343,207 ごみ処理施設整備費補助金 140,247 生物多様性保全推進交付金 3,275 特定外来生物防除等対策事業交付金 5,533 公害調査費等委託金 600
県 支 出 金	13,964	河川清掃費補助金 3,000 産業廃棄物対策事業補助金 10,374 公害防止事務等取扱費委託金 590
財 产 収 入	83,142	環境市民ファンド利子収入 2,246 事業系ごみ資源化推進ファンド利子収入 4,395 株式会社福岡クリーンエナジー出資金配当金 76,500 物品売払収入 1
寄 附 金	3,160	環境市民ファンド寄附金 1,703 事業系ごみ資源化推進ファンド寄附金 1,457
繰 入 金	1,224,278	環境市民ファンド受入金 1,069,190 事業系ごみ資源化推進ファンド受入金 155,088
諸 収 入	1,972,595	延滞金、加算金及び過料 1 保険料収入 24,268 受託事業収入 90,255 雑入 1,858,071
市 債	1,236,000	環境施設整備事業債 1,236,000
一 般 財 源	18,411,403	

(イ)歳出



(単位:千円)

科	目	予算額	説明
歳出合計		30,623,983	
環境費	環境総務費	4,267,450	紙与費等 2,762,864 地域環境活動推進経費 5,244 清掃事業普及推進経費 540,266 周辺自治体との協働経費 11,423 福岡市環境基本計画(第四次)策定経費 9,174 ふくおかの環境技術を活かした国際貢献・展開 14,128 環境市民ファンド積立金 896,483 事業系ごみ資源化推進ファンド積立金 5,852 その他の経費 22,016
	環境対策費	1,541,575	一般職員給与費等 45,685 環境にやさしい都市づくり推進経費 1,290,064 適正な環境管理推進経費 199,928 その他の経費 5,898
	廃棄物処理費	19,725,460	一般職員給与費等 122,339 指定袋関連経費 948,291 可燃ごみ収集経費 6,981,629 不燃ごみ収集経費 907,560 粗大ごみ収集経費 1,017,301 資源物回収経費 1,691,037 道路清掃経費 702,954 河川清掃経費 57,811 犬・猫等死体処理経費 82,900 堆積ごみ処理経費 17,463 不法投棄対策経費 21,028 資源物持ち去り防止対策 62,320 ごみ終末処理経費 6,386,687 産業廃棄物処理指導等経費 10,156 併用世帯ごみ収集事業補助金 2,064 し尿収集経費 196,045 し尿処理手数料徴収事務経費 59,697 し尿終末処理経費 138,334 その他の経費 319,844
	施設費	5,089,498	一般職員給与費等 4,723 工場等周辺環境整備費 15,867 埋立場周辺環境整備費 1,215 工場等整備費 574,841 ごみ埋立場整備費 1,647,677 その他の施設整備費 173,124 施設維持管理費 2,672,051

工 環境局予算の推移

(ア)歳 入

(単位:千円)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
合 計	24,979,456	29,153,031	31,231,074	30,885,042	30,623,983
伸 率	79.3	116.7	107.1	98.9	99.2
使 用 料 及 び 手 数 料	7,233,832	7,317,905	7,200,882	7,179,071	7,186,579
国 庫 支 出 金	20,475	297,113	86,610	218,306	492,862
県 支 出 金	13,306	12,372	12,230	13,806	13,964
財 産 収 入	605,891	263,343	97,935	82,249	83,142
寄 附 金	481	472	574	1,378	3,160
繰 入 金	1,004,906	1,064,642	1,359,471	1,196,052	1,224,278
諸 収 入	1,146,776	1,176,721	1,740,993	2,000,242	1,972,595
市 債	676,000	1,508,000	1,532,000	1,939,000	1,236,000
一 般 財 源	14,277,789	17,512,463	19,200,379	18,254,938	18,411,403

(イ)歳 出

(単位:千円)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
一 般 会 計	1,054,544,000	1,041,010,000	1,049,756,000	1,082,537,000	1,112,830,000
環 境 局 所 管 合 計	24,979,456	29,153,031	31,231,074	30,885,042	30,623,983
内 訳 環境費	環境 総務 費	3,594,856	4,044,625	4,312,392	4,576,124
	環境 対策 費	562,855	1,029,223	977,228	1,245,723
	廃棄物 处理 費	17,376,412	18,804,631	19,487,551	19,131,712
	施 設 費	3,295,333	4,964,317	6,453,903	5,931,483
	災 害 復旧 費	150,000	310,235	-	-
一般会計に占める割合		2.4	2.8	3.0	2.9
					2.8

(単位:円)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
市 民 1 人 当 り の 経 費	一般 会 計	651,120	638,105	639,093	653,415
	環 境 費	15,423	17,870	19,014	18,642
1 世 当 り の 経 費	一般 会 計	1,252,843	1,213,989	1,204,816	1,218,209
	環 境 費	29,677	33,997	35,844	34,756
人 口	1,619,585	1,631,409	1,642,571	1,656,737	1,660,254
世 帯 数	841,721	857,512	871,300	888,630	894,630

人口及び世帯数は各年10月1日現在の推計人口。令和7年度は令和7年4月1日現在の推計人口。

5 環境局事業年表

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環境保全関係	備 考
1880年 (明13)		●各戸ごとの収集			●清潔法施行(県 達)
1883年 (明16)		●福岡部、博多部 の大半が、常置さ れた掃除夫により 各戸ごとの定期収 集が開始される。			
1889年 4月 (明22) 12月					●市制施行 ●人口50,847人
1890年 4月 (明23)	●庶務課に衛生係 設置				
1891年 (明24)		●収集業務の民間 請負開始			●福岡市掃除定則 制定
1900年 4月 (明33)					●汚物掃除法施行
1903年12月 (明36)	●掃除監督部設置				
1910年 4月 (明43)	●掃除係設置				
1920年12月 (大9)	●衛生課に拡大強 化				
1926年 (大15)		●本市初の焼却場 完成(曙町80t/日)			
1935年 1月 (昭10)		●席田焼却場完成 (110 t / 日)			
1944年 5月 (昭19)		●席田焼却場廃止			
1947年 8月 (昭22)	●衛生課から清掃 課に変更				
1948年 9月 (昭23)		●東部焼却場完成 (下白井120 t / 日)			
1951年 (昭26)			●収集業者による 収集始まる		
1952年12月 (昭27)	●清掃課、衛生課 に統合				
1953年 4月 (昭和28) 6月		●収集手数料制定 1日排出量5kg以 上のとき1kgにつ き1円 ●大口収集手数料 制定4t積1台に つき1,000円	●直営収集開始 1斗(18L)につ き1円 ●収集手数料制定 1桶(正味1斗入) につき15円		●大豪雨により水 害発生 ●「福岡市塵芥搬 出及び屎尿汲取手 数料条例」制定
1954年 6月 (昭29) 7月 9月	●清掃課復活	●手数料を月額制 に改正 排出量5kg未満は 月40円、5kg以上 は、5kgごとに月 30円加算 ●特別搬出手数料 制定 月排出量150kg以 上200kg未満月40 円、200kg以上	●大口収集手数料 制定 大型ポンプ車 1/4につき500円 小型ポンプ車 1/5につき150円 ●清掃作業所(船 舶基地)完成 地下タンク50kL 地上タンク100kL		●清掃法施行 ●「福岡市清掃條 例制定」

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
		150kgごとに月20円加算 ●燃えがら搬出手数料制定 1箱につき10円 ●事業系ごみの許可制度開始	(鋼板製) 投入口5ヶ所		
1955年 4月 (昭30)		●那珂町編入に伴い南部焼却場移管(7t/日)	●許可制度実施(164名、182台)		●人口50万人突破(10月国勢調査 544,312人)
5月		●河川浮遊ごみ収集委託開始(那珂川) ●臨時搬出手数料を制定 4t積1/4につき250円	●し尿投棄船「清福丸」完成(91.8t) ●し尿海洋投入開始(直営)		
6月			●し尿中継槽投入使用料制定 1石につき10円		
1957年 4月 (昭32)		●収集手数料を、1週当たり収集回数(毎日、週3回、週2回、週1回)及び重量による月額に改正 ●燃えがら搬出手数料増額改定	●許可業者133名 160台となる。		●ごみの夜間収集～漸次移行開始
6月		●一般家庭週2回収集開始			●自然公園法制定(10月施行)
10月					
1958年 4月 (昭33)		●じんかい焼却手数料制定 普通貨物車1台につき200円	●し尿中継槽投入使用料増額改定 180Lごとに20円		
6月					●「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」施行
1959年 7月 (昭34)	●東西掃除作業所(係)設置				
1960年 4月 (昭35)	●清掃作業所(係、船舶基地)設置	●特殊容器からの搬出手数料制定 1世帯1月30円 ●燃えがら搬出手数料を改正 20kgを超えるものにつき50kgごとに10円 ●犬、猫等の死体処理手数料制定 1体につき100円 ●旧西焼却場廃止(曙町) ●西じんかい処理場完成(焼却量150t/日)	●し尿投棄船「第二清福丸」完成(鉄鋼船215.28t) ●許可業者86名 123台となる		
5月					
10月					

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
12月	●東、西清掃作業所(係)を清掃事業所に拡大 ●西じんかい処理場(係)設置				
1961年 8月 (昭36)		●コンクリート容器規格制定			
10月		●旧東部焼却場廃止(下臼井) ●正手埋立場(36年10月～38年9月) ●東じんかい処理場完成(焼却量150t/日)			
		●収集手数料増額改定	●手数料増額改定 ●ホース延長距離による加算料金制定—30m以上、10mごとに1円加算		●「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」制定(8月施行)
		●じんかい焼却手数料改正			●「工業用水法」改正
		●一部地区別収集委託開始(不燃物)			●オークランド市(米)と姉妹都市締結
					●「ばい煙の排出の規制等に関する法律」施行
					●「狩猟法」を「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」に改正
1962年 4月 (昭37)					●集中豪雨により水害発生(浸水家屋10,130戸)
5月					
7月					
8月					
10月					
12月					
3月					
1963年 6月 (昭38)					
8月				●許可業者の収集地域割当制採用	●降下ばいじん量測定開始(市内10ヶ所)
1964年 4月 (昭39)	●各清掃事務所に指導係を設置	●ボリ容器の普及推進開始	●海洋投入業務委託開始(1社)	●天神交差点自動車排出ガス測定開始(検知管法)	
7月					
11月		●収集手数料増額改定 ●犬、猫等の死体処理手数料改定1体につき130円			
1965年 1月 (昭40)			●手数料の原価計算方式を採用するとともに、一般家庭は人頭制、それ		

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
			以外は従量制とし、併せて手数料の一部市負担開始 人頭制1人1月57円(別途市負担3円) 従量制18Lにつき28円50銭(別途市負担1円50銭) ●し尿中継投入使用料廃止		
4月	●衛生局に清掃部設置(管理課、業務課、東、西清掃事務所)	●旧蒲田埋立場埋立開始			●清掃対策協議会設置1年間委嘱 ●清掃モニター制度発足 ●清掃法の一部改正 ●「公害防止事業団法」制定 ●清掃基本調査実施(全市対象)
6月				●硫黄酸化物測定開始 (市内10ヶ所)	
9月					
10月					
12月		●隣接町(久山町)の処理受託開始			●公害防止事業団設立
1966年 4月 (昭41)		●御笠川(石堂川) 清掃委託開始 ●市内全域不燃物分別収集委託開始 (可燃物は戸別、不燃物はステーション収集)	●新清掃作業所し尿中継基地完成 貯留能力1,200kL (200kL/日)併せてし尿中継基地管理委託開始 ●隣接11町の処理受託開始		
5月					●中部下水処理場運転開始
7月					
8月					
1967年 4月 (昭42)	●清掃部に施設課設置	●処理場搬入手料廃止 ●「清掃週間」全市一斉清掃開始 ●主な幹線道路に道路清掃車(ロードスイーパー)を採用委託	●許可業者48名 123台となる ●し尿投棄船「清福丸」廃船 ●福岡市汚物取扱業統合資金融資制度発足 ●清掃実態調査実施 (全市対象) ●し尿収集問題調査研究協議会発足		●「清掃法」制定 (4月22日) ●「公害対策基本法」「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法」制定施行
7月					
8月					
11月					

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
12月	●南清掃事務所(課)設置	●清掃監視員制度発足			
1968年 4月 (昭43)	●じんかい埋立管理事務所(係)を設置	●収集手数料を重量による計算から容積による計算に改定	●手数料増額改定	●市内主要河川の水質調査開始(那珂川他9河川、委託調査)	●清掃協力者の表彰を始める
5月					●「大気汚染防止法」「騒音規制法」制定(12月施行)
6月					
9月		●旧蒲田埋立場埋立終了 ●八田埋立場埋立開始			
10月	●清掃部管理課内に委託制度実施「準備係」設置		●収集用全車両(許可業者含む)に脱臭器取付 ●収集業務委託のためのくみとり申込書受理(全市域)		
11月					
12月		●博多川清掃委託開始 ●南部焼却場廃止(昭和28年、旧那珂町が設置したもの)			
1969年 3月 (昭44)					
4月	●衛生局環境衛生課に公害調査係新設		●公衆便所清掃委託開始		
5月				●騒音規制地域指定(市街地を重点に騒音の規制を行い、特定工場等の監視を行う)	
7月					●(財)福岡市環境衛生公社設立
10月	●清掃部を清掃局に拡大強化し、業務課を業務第1課及び業務第2課に分課 ●公害調査係を公害係に改め主査を配置		●収集業務委託開始(1公社19台、12業者89台計108台) ●手数料徴収事務委託開始 ●許可業者は浄化槽清掃(2業者、12台)のみとなる ●ホース延長距離による加算料金を廃止		
1970年 2月 (昭45)		●姪浜埋立場(不燃物)埋立開始			
4月		●西部清掃工場起工			●「福岡県公害防止条例」制定(7月施行)
6月					●福岡市公害対策協議会(助役及び

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
7月 9月 10月 12月	●衛生局に公害課を新設（3係8人） ●衛生試験所開設		●町を単位とした定日収集開始 ●硫黄酸化物自動測定開始（市役所屋上） ●市内11河川の有害物質調査 ●ばい煙等影響調査実施（西保健所管内500人） ●ビル暖房燃料調査及び指導		全局長を委員とする協議機関）発足
1971年 1月 (昭46) 2月 3月		●し尿収集問題調査研究協議会閉会 ●収集委託業者2社（12台）が廃業、1公社、10業者で109台となる	●一酸化炭素自動測定開始（天神交差点） ●市内各大学で使用される薬物調査実施 ●ビル暖房使用燃料アンケート調査 ●大気環境測定車「みどり号」完成	●「福岡県公害防止条例」改正	●第64国会で公害関係14法が制定 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定（昭46.9月施行） ●「水質汚濁防止法」制定（昭和46.6.24施行）
4月 5月 6月 7月 8月	●清掃局を2部制化（管理部、作業部） ●清掃事務所（東、西、南）を廃止し、東部作業課西南部作業課を設置 ●支所市民生活課に清掃係を設置し、旧清掃事務所の指導員を配置 ●公害苦情相談員配置（公害課、各保健所12人） ●能古島収集開始			●大気環境測定車「みどり号」測定開始（主要交差点12ヶ所） ●工場実態調査実施（約600工場を対象に聴取り調査）	●志賀町編入 ●支所制度発足 ●「悪臭防止法」制定（昭47.5月施行） ●環境庁設置

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
10月 11月 12月 1972年 1月 (昭47)			(直営)	<ul style="list-style-type: none"> ●那珂川、御笠川水質調査開始 ●市内貫流河川及び博多湾の水質、底質の健康阻害物質調査実施 ●騒音規制法規制対象工場の一斉立入検査実施 (668工場) 	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県清掃協議会設立 ●公共用水域の水質汚濁に係る環境基準告示 (S46. 12. 28)
3月	●西南部作業課(第2係)事務所移転	<ul style="list-style-type: none"> ●西じんかい処理場廃止 ●西部清掃工場竣工 処理能力450 t / 日 (150 t × 24 h × 3基) 			
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●西じんかい処理場(係)を廃止し、西部清掃工場(課)を設置 ●衛生局に公害部を新設(2課、4係、22人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●くずかご、吸いがら入れ設置を始める ●玄界島焼却場竣工 (1 t / 日) ●街路清掃を委託により始める ●処理手数料(定期、臨時搬出)の改定 			<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市清掃条例」を廃止し「福岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「同施行規則」を制定 ●政令指定都市へ移行(5区制)
5月				●P C B 使用関連工場実態調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ●P C B 対策委員会設立(関係局長による汚染対策等の調査研究)
6月		●産業廃棄物処分費用徴収開始			<ul style="list-style-type: none"> ●「国連人間環境会議」開催(スウェーデン、参加114ヶ国)
7月				●47年1月の立入検査結果に基づき改善勧告(176工場)	<ul style="list-style-type: none"> ●P C B の排出等に関する暫定指導指針の設定
8月				●P C B 環境汚染調査実施	
10月				●公害パトロールカー活動開始	
11月				●府用車の排出ガス浄化装置取付開始	
12月		●姪浜埋立場埋立完了			
1973年 1月 (昭48)		●今津第1埋立場(不燃物)埋立開始			
3月		<ul style="list-style-type: none"> ●八田埋立場埋立完了 ●久山埋立場(可燃物)埋立開始 	●し尿投棄船「清福丸」完成	●大気汚染監視設備完了(屋上局4局、地上局3局をテレメーター化)	

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●管理部に建設課を新設 ●管理部に副主幹主査（用地担当）を新設 ●管理部業務第2課に産業廃棄物指導係を新設 ●清掃作業所（係）を課に拡大強化 ●じんかい埋立管理事務所を東部及び西部じんかい埋立管理事務所に2係化 ●管理課を庶務課に名称変更 		<ul style="list-style-type: none"> ●海洋汚染防止法施行令の一部改正により、基地より62海里の海域に投棄海域を変更 ●し尿廃棄船「第2清福丸」廃船 ●し尿収集車両にホース自動巻取機採用 		<ul style="list-style-type: none"> ●管理部、本庁より第一生命ビルの仮庁舎に移転 ●「福岡市公害対策審議会」設置
5月					<ul style="list-style-type: none"> ●大気の汚染に係る環境基準（一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）告示（昭48.5.8） ●大気の汚染に係る環境基準（二酸化硫黄）告示（昭48.5.16） ●「博多湾総合調査委員会」設置
6月				<ul style="list-style-type: none"> ●第1回環境週間（ノーカーデー、私たちの環境展、施設見学、ポスター募集等） 	
7月				<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染物質排出量総合調査開始（環境庁委託） 	
10月					<ul style="list-style-type: none"> ●福岡地区広域行政推進会議「清掃部会」発足 ●「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」及び「化学物質の審査及び製造の規制に関する法」制定（昭49.4月施行）
11月			<ul style="list-style-type: none"> ●し尿収集問題調査研究協議会（第2回）発足 		<ul style="list-style-type: none"> ●大豪雨による水害発生
12月			<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市し尿収集業者転業準備資金融資制度発足 	<ul style="list-style-type: none"> ●燃料規制地域の重油一斉調査実施 	
1974年 2月 (昭49)				<ul style="list-style-type: none"> ●地下水調査（環境庁の委託により県との合同調査）実施 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ処理施設竣工 	<ul style="list-style-type: none"> ●玄界島し尿処理場竣工（処理能力2 kL／日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●那珂川水質自動測定局完成 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●管理部業務第2課産業廃棄物指導係を課へ拡大強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●処理手数料改定（施行10.1） ●久山埋立場コン 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園内公衆便所関連事務を都市計画局公園緑地部へ 		

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
5月		パクター導入 ●今津第1埋立場埋立終了 ●今津第2埋立場埋立開始	移管 ●福岡市し尿収集業者転業資金融資制度発足		
6月		●東部清掃工場起工			
7月		●廃油中継所竣工		●市内環境騒音測定開始	
9月			●玄界島し尿収集開始		
10月		●今津第2埋立場埋立終了 ●併用世帯に対する収集料金の補助 ●粗大ごみ収集開始			
11月		●産業廃棄物処分費用改定 ●今津埋立場（不燃物）にコンパクターを導入し埋立開始		●新幹線騒音測定開始 ●箱崎1区埋立地の企業14社と公害防止協定締結	
1975年 1月 (昭50) 2月				●室見川水質自動測定期局完成 ●警固自動車排出ガス測定期局完成	●早良町編入
3月					
4月	●建設課に建設第2係を新設 ●管理部施設課を作業部へ移管	●新蒲田埋立場（可燃物）埋立開始 ●「ごみとわたりたち」を社会科副読本として使用開始			●東部下水処理場運転開始
5月			●し尿収集問題調査研究協議会（第2回）閉会		●県営御笠川、那珂川流域、下水那珂終末処理場運転開始
7月				●広域環境振動調査開始	●「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」制定、施行
8月		●清掃モデル地区制度開始			
10月					●人口100万人突破（10月国勢調査1,000,214人） ●福岡市あき缶・あきびん処理対策協議会設立
1976年 1月 (昭51)					
3月			●久山中継所竣工貯溜能力500kL（200kL／日）	●六本松自動車排出ガス測定期局完成	
4月	●庶務課に主査、清掃作業所に久山中継所を設置	●処理手数料の改定	●収集委託車両107台となる（10業者77台、1公社30台）		●全国都市清掃會議総会を福岡市で開催

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月			●海洋汚染防止法施行令により、福岡市より約230kmの海域投棄海域を変更 ●海洋投入業務委託が2社となる ●港湾敷地内公衆便所関連事務を港湾局へ移管 ●し尿収集問題調査研究協議会（第3回）発足		
6月					
7月	●作業部東部清掃工場を新設	●東じんかい処理場閉鎖			
9月					●管理部及び作業部施設課、本庁舎ビル（北別館）に移転
10月		●東部清掃工場竣工 (焼却能力600t/日)			
11月		●久山埋立場埋立終了 ●南部清掃工場建設に関する基本協定締結			
1977年 1月 (昭52)		●清掃監視員制度廃止			
3月	●庶務課の主査廃止	●福岡市の公害対策はいかにあるべきかについて、福岡市公害対策審議会の中間答申 ●箱崎1区埋立地の企業6社と公害防止協定締結	●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法」施行 ●清掃モニター制度廃止		
4月		●処理手数料改定	●し尿処理手数料改定		
7月		●新蒲田埋立場埋立完了 ●清掃推進委員制度発足	●し尿収集実態調査実施（～8月、全市一斉）		
8月		●武節ヶ浦埋立場埋立開始			
11月		●南部清掃工場建設着手			
1978年 3月 (昭53)		●東部清掃工場余熱利用施設の竣工 ●武節ヶ浦、今津埋立場汚水処理施設（1系）竣工 (各600m ³ /日)	●し尿収集問題調査研究協議会（第3回閉会）		
4月	●作業部を施設部に名称変更し、副主幹を管理課に名称変更し施設部へ、建設課を施設部に移管し、東部、西南部事業所を名		●直営のし尿収集車両を5台減車 (17台→12台)	●悪臭3物質の追加告示（福岡市公害対策審議会答申による）	

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
5月 6月 7月 9月 1979年 3月 (昭54)	称変更し管理部へ 移管、清掃事業所 を中部中継所に名 称変更 ●業務第2課に、 普及係を新設し、 清掃パトロール班 の設置 ●東部、西南部事 業所に機動処理班 設置	●許可収集業者の 地域割実施 ●産業廃棄物処分 費用改定 ●一般廃棄物処分 手数料徴収開始 ●資源ごみ回収テ スト実施			●異常渇水による 制限給水始まる ●大気の汚染に係 る環境基準（二酸 化窒素）告示 (昭53. 7. 11) ●台風18号による 風害発生 ●10大都市清掃事 業協議会を福岡市 で開催 ●制限給水全面解 除
4月 5月 6月 10月 1980年 1月 (昭55) 3月	●施設部に副主幹 を設置	●資源ごみ回収テ スト継続実施（54 年度中） ●今津污水処理施 設（2系）竣工 (600m ³ /日)	●昭和53年度し尿 処理に関する調査 委託報告 ●委託業者4社16 台を転廃業（1社 は業務縮小）し、 1公社7業者106 台となる	●福岡市の公害対 策はいかにあるべ きかについて、福 岡市公害対策審議 会の答申	●福岡、広州友好 都市締結 ●豪雨による災害 発生（～7月） ●市政90周年式典 ●博多港、オーク ランド港（NZ） 姉妹港締結
4月 6月 9月	●施設課に主査設 置	●処理手数料改定 ●資源ごみ回収テ スト継続実施（55 年度中） ●「再資源化調査 研究会」設置 ●リサイクリング フェア開催（3日）		●「福岡市合成洗 剤対策実施要綱」 制定	

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
10月 12月 1981年 3月 (昭56)	●南部清掃工場組織発足 ●施設部副主幹廃止	間入場者約18,000人) ●小呂島焼却設備費補助 ●ごみゼロ隊発足 ●南部清掃工場竣工 (焼却能力600 t/日)			●西部下水処理場運転開始
4月 5月 12月 1982年 3月 (昭57)	●管理課に主査設置 ●西南部事業所(1係)移転改築	●モラルでクリーン運動実施 ●処理手数料改定			●市営地下鉄開通 ●汚いでい処理センター開所(下水道局)
4月 5月 6月 10月 11月 1983年 1月 (昭58)	●施設課の主査を廃止し、施設第3係を設置 ●公害部を環境保全部に名称変更 ●伏谷埋立場工事着工	●不法投棄通報制度発足 ●処理手数料改定 ●し尿処理受託市町が2市6町となる	●し尿処理手数料改定 ●小呂島清掃運搬施設整備費補助 ●「福岡都市圏合成洗剤対策連絡会議要綱」制定	●大気環境測定車「みどり号」廃止 業務委託に切替	●新7区発足 ●福岡市議会棟竣工 ●福岡・ボルドー姉妹都市締結
4月 5月 6月		●小呂島不燃性ごみ収集運搬委託開始 ●犬猫等の死体処理手数料改定1体につき800円 ●処理手数料改定	●し尿処理手数料にランク制を採用(簡易水洗便所) ●収集委託車両104台となる	●香椎大気汚染測定局完成	●浄化槽法制定(昭60.10月全面施行) ●福岡市環境管理計画技術検討委員会設置
1984年 4月 (昭59) 6月 8月 10月		●処理手数料改定 ●東部破碎処理センター着工	●収集委託車両102台となる	●「福岡市光化学オキシダント緊急時対策実施要綱」制定 ●「環境影響評価実施要綱」閣議決定	●11大都市清掃事業研究会を福岡で開催

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
1985年 1月 (昭60)				●公害監視局移設 (市役所新館前から北別館へ) ●「名水百選」に本市「不老水」が選定される	
4月 7月 9月 11月 12月	●西部清掃工場に試験係を新設	●処理手数料改定 ●直営のごみ収集車両をダンプよりパッカーに転換 (パッカー7台、レンジダンプ4台)	●し尿処理手数料改定 ●収集委託車両98台となる ●直営のし尿収集車両を5台減車 (12台→7台)		
				●福岡市浄化槽清掃業の許可申請手数料等に関する条例制定(10月施行)	
				●福岡市浄化槽法施行細則制定(10月施行)	
				●福岡市浄化槽清掃業の許可等に関する規則制定(10月施行)	
				●環境管理計画の基本的考え方について福岡市環境管理計画技術検討委員会より報告書提出 ●「福岡市における環境対策について」福岡市公害対策審議会に諮問	
1986年 4月 (昭61)	●衛生局環境保全部をあわせて環境局と名称変更 また産業廃棄物指導課を環境保全部に移管 ●東部清掃工場に東部破碎処理センターを開設	●処理手数料改定	●収集委託車両94台となる ●小呂島し尿収集費補助 ●清掃問題調査研究協議会(第4回)発足		
				●福岡・オークランド(NZ)姉妹都市締結	
				●「福岡市における環境について」福岡市環境プランを策定し、環境対策を進めるべきとの答申を得る ●「福岡市環境プラン」策定	

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
12月 1987年 3月 (昭62)					<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市環境プラン推進委員会」設置（これに伴い福岡市環境管理計画技術検討委員会を廃止） ●福岡市公害対策協議会を福岡市環境保全対策協議会に改組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●庶務課計画係を廃止し、計画課を新設 ●業務第2課の調査係を廃止 ●管理課主査を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理手数料改定 ●産業廃棄物処理業許可期限導入 	●収集委託車両88台となる		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●建設課に建設第3係を新設 		<ul style="list-style-type: none"> ●清掃問題調査研究協議会（第4回）閉会 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡都市圏合成洗剤対策連絡会議要綱」を発展させ、「福岡都市圏生活雑排水対策連絡会議要綱」を制定 	
6月			<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ収集を3ヶ月に1回から月1回の不燃性ごみとの混合収集に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃問題調査研究協議会（第5回）発足 	
7月					
9月		<ul style="list-style-type: none"> ●第1回清掃展開催（入場者3,393人） ●武節ヶ浦埋立場埋立終了 		<ul style="list-style-type: none"> ●中部中継所建替完了 	
1988年 3月 (昭63)					
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●計画課に主査を新設 ●東部清掃工場に東部汚水処理場を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ●伏谷埋立場埋立開始 ●ごみ処理手数料改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●収集委託車両84台となる ●収集車にアルミ架装車年次的に採用 		
6月					<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市行政棟竣工
7月					<ul style="list-style-type: none"> ●環境局新行政棟～移転
9月					
12月					
1989年 2月 (平元)					
3月		<ul style="list-style-type: none"> ●「ごみ減量対策推進本部」設置 ●市役所本庁舎において古紙回収を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●小呂島にコンポスト設置年次的に補助開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●吉塚大気汚染測定局移設（福岡第1病院から東吉塚小学校へ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●アジア太平洋博覧会（よかトピア）開催 ●福岡・イホー姉妹都市締結

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
4月 7月 10月 1990年 2月 (平2) 3月	●業務第2課に主査を新設 ●主幹設置 ●業務部に副主幹、主査設置 ●業務部の副主幹、主査廃止	●ごみ処理手数料改定 ●犬猫等の死体処理手数料改定 1体につき1,000円 ●区役所において古紙回収を開始 ●玄界島し尿処理場を改造 (2kL/日→3kL/日)	●収集委託車両77台となる	●環境庁から「ふるさといきものの里（小動物生息環境保全地域）」に室見川中上流一帯が選定される	
4月 5月 7月 8月 9月 12月 1991年 3月 (平3)	●主幹廃止 ●業務第2課主査を廃止し、ごみ減量推進室を新設 ●指導課に主査を新設 ●東部清掃工場第2工場竣工 ●福岡市ごみ処理（施設設備）計画策定 ●「かーるマークの店」制度開始 ●し尿業界との協定書等の締結（平成5年度末廃業）	●第1期ごみ減量モニター委嘱 ●市役所内のPPC用紙に再生紙を使用開始 ●ごみ処理手数料改定 ●し尿処理手数料改定 ●収集委託車両71台となる ●直営のし尿収集車を2台減車（7台→5台） ●第1期環境モニター委嘱		●第45回国民体育大会（とびうめ国体）を福岡市で開催 ●第2、第4土曜日閉庁実施	
4月 6月 7月 8月	●環境保全部「調整課」を「環境管理課」に名称変更 ●産業廃棄物指導課に計画調整係を新設 ●西部清掃工場に新西部清掃工場開設準備主査を新設 ●市役所内の全印刷物等を原則として再生紙に切替 ●一般家庭可燃物収集車色変更 ●パッカー車火災実験 ●生ごみコンポスト化容器購入補助制度開始 ●地域集団回収表彰制度開始 ●福岡市産業廃棄物処理指導計画策定	●収集委託車両64台となる		●「再生資源の利用の促進に関する法」制定（10月施行） ●土壤の汚染に係る環境基準告示（H3.8.23）	

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
9月		●福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱施行 ●事業所古紙回収説明会開催 ●都市美化推進モデル事業開始			●「第1回福岡市・釜山直轄市環境行政交流会議」開催
10月		●西部清掃工場廃止 ●（新）西部清掃工場竣工 ●今津汚水処理施設（3系）竣工（60m ³ /日）			●（財）福岡県環境保全公社設立
1992年 1月 (平4)				●「福岡市環境配慮指針」策定	
2月					
3月					
4月	●「業務部」を「管理部」に名称変更し、環境保全部の産業廃棄物指導課を管理部に移管 ●環境保全部の指導課を水質騒音課と大気課に分課 ●東部、南部、西部工場に運転係を新設 ●西部工場に廃棄物試験研究センターを新設	●空き缶選別プレス車「カンパク大将」運用開始 ●ごみ処理手数料改定 ●市役所内で使用する紙類について原則として中性・再生紙に切替	●収集委託車両59台となる ●海洋投入業務委託が1社となる	●第1回「子ども地球環境会議」開催	
5月	●清掃推進委員を環境推進委員に変更	●「ラブアース・クリーンアップ」キャンペーン開始			●「ローマ・クラブ福岡会議イン九州」開催
6月					●「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言」発表
8月		●区役所で資源回収啓発事業（クリーン・リサイクル）開始 ●福岡市ごみ減量・リサイクル推進会議設置			
9月		●「清掃週間」を「清掃月間」に改める			
12月				●警固自動車排出ガス測定局を廃止し大橋自動車排出ガス測定局を新設 ●「福岡市自動車交通公害防止計画」策定	●「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画」策定 ●「福岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を廃止し、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」
1993年 3月 (平5)					

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
					例」制定 (4月施行)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●東部埋立管理事務所及び東部汚水処理場を統合し、課組織の東部埋立管理事務所を新設 ●ごみ減量推進室の推進係を第1係に名称変更するとともに、第2係を新設 ●建設課に主査(廃棄物資源化等施設整備担当)を新設 ●区役所市民相談室に主査(ごみ減量推進担当)を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 ●市役所内の機密文書再資源化のための大型シュレッダーを北別館に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●直営の海洋投入を廃止(委託1社となる) ●し尿投棄船「清福丸」廃船 ●収集委託車両54台となる ●し尿処理手数料改定 		<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」制定 (10月施行)
5月					
7月		<ul style="list-style-type: none"> ●出張所で資源回収啓発事業開始 		<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市自動車交通公害防止計画推進協議会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡・アトランタパートナーシップ都市締結
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●西部清掃工場に主査(西部破碎選別処理施設開設準備担当)を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガラスびん拠点回収事業開始 ●ガラスびん選別センター選別開始 			
11月					<ul style="list-style-type: none"> ●「環境基本法」制定
1994年 3月 (平6)			<ul style="list-style-type: none"> ●小呂島し尿処理場竣工(処理能力1kL/日) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市地球温暖化対策地域推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市環境審議会条例」制定 (8月施行)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●業務第1課及び業務第2課を統合し、業務課を設置 ●西部埋立管理事務所(課組織)を新設 ●ごみ減量推進室にリサイクルプラザ(係組織)を新設 ●計画課の主査を廃止し、業務第2課の普及係を計画課に移管 ●清掃施設の名称変更により、東部、南部、西部清掃工場をそれぞれ東部、南部、西部工場に、また東部破碎処理センターを東部資源化センターに名称変更 		<ul style="list-style-type: none"> ●委託業者7社が一斉廃業(収集委託車両は福岡市環境衛生公社16台、都市環境30台などで48台となる) 		

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
5月	●西部工場の主査（西部破碎選別処理施設開設準備担当）を廃止し、西部資源化センターを新設 ●区役所の市民相談室環境係及び主査（ごみ減量推進担当）を振興課に移管				●福岡都市圏空き缶等対策協議会設立
6月		●リサイクルプラザ供用開始			
7月		●西部資源化センター竣工			
10月					●散乱防止条例で定める「特定容器回収促進区域」の指定を拡大 ●「悪臭防止法」改正 従来の器機分析に加え、人の嗅覚による測定も行われるようになる (平8年4月施行)
1995年 3月 (平7)		●廃木材の資源化事業開始			
4月	●建設課を工場建設課（名称変更）と工場整備課（新設）に分課 ●産業廃棄物指導課に主査（特別管理産業廃棄物の指導担当）を新設 ●水質騒音課を水質課に大気課を大気騒音課にそれぞれ名称変更 ●水質課に第2係を新設	●直営のごみ収集に關し、公共施設のごみについて分別収集の徹底化及び資源ごみ（ガラスびん及び古紙）収集を開始	●直営のし尿収集を廃止（収集委託車両は、福岡市環境衛生公社4台、都市環境27台などで43台となる）		
6月		●西部（中田）埋立場汚水処理施設（1系）竣工（500m ³ /日）		●「低公害車買換等資金融資制度」を福岡市商工金融資金制度の公害防歟資金の中に新設 ●子どもエコクラブ事業開始 ●第1回水辺教室開催	●「容器包装リサイクル法」制定 ●「福岡市悪臭対策指導要綱」制定
7月					
11月		●ごみ減量対策専門部会設置			
1996年 1月 (平8)		●緑のリサイクルセンター竣工 ●西部（中田）埋立場竣工			●悪臭10物質の追加告示
2月					

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
3月		● (新) 玄界島焼却場竣工			
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 庶務課を総務課に名称変更 ● 計画課に主査(廃棄物問題担当)を新設 ● ごみ減量推進室をごみ減量推進課に名称変更 ● 工場建設課に主査(破碎処理施設等担当)を2新設 ● 工場整備課に整備第2係を新設 ● 西部埋立管理事務所に水処理係を新設 ● 環境管理課に主査(自然環境保全業務専任)を新設 ● 大気騒音課に主査(悪臭対策専任)を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑のリサイクルセンター稼働開始 ● 西部(中田)埋立場埋立開始 ● (新) 玄界島焼却場稼働開始 ● ごみ処理手数料改定 	● 収集委託車両39台となる		
7月				<ul style="list-style-type: none"> ● 「福岡市庁用自動車低公害化推進連絡会議」設置 ● 環境庁「残したい日本の音風景100選」に博多祇園山笠の昇き山笠が選定される 	
9月					● 「福岡市環境基本条例」制定
11月				● 「福岡市カブトガニ保全対策協議会」設置	
12月		● (新) 小呂島焼却場竣工			
1997年 1月 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ● 空きびん・ペットボトル分別収集モデル事業開始 	● 領海法の改正により福岡市から約270kmの海域に投棄海域を変更		
2月					● ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準告示(H9. 2. 4)
3月		● 「福岡市におけるごみ減量と容器包装廃棄物のリサイクル推進の方策」に関する報告		<ul style="list-style-type: none"> ● 「福岡市環境基本計画」策定 ● 「福岡市環境配慮指針」改定 ● 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域の指定及び区域区分の変更 	● 地下水の水質汚濁に係る環境基準告示 (H9. 3. 13)
4月	● 計画課の主査(廃棄物問題担当)を1増して2	● ごみ処理手数料改定	● し尿処理手数料改定	● 「福岡市環境調整会議」設置	● 「福岡市環境審議会条例」改正

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
	主査体制化 ●工場整備課に廃棄物試験研究センターを移管 ●東部工場に主査(リサイクル施設担当)を新設 ●環境保全部の機構整備を行い、環境管理課、水質課、大気騒音課を廃止し、環境計画課(調整係、企画係、自動車対策係)、啓発推進課(啓発係、環境情報係、自然環境保全業務専任主査)、指導課(第1係、第2係、臭気対策専任主査)、環境調整課(環境調整係、環境影響評価制度専任主査)を新設	●フロンガス回収事業開始 ●久山処分場(環境保全公社による産業廃棄物処分場供用開始)	●収集委託車輌34台となる	●「福岡市環境基本計画推進委員会」設置	●A D B福岡総会開催
5月				●まもるーむ福岡開設	
6月				●「環境影響評価法」制定	
8月					
10月					
11月	●粗大ごみ受付センター新設	●ミニリサイクルプラザ供用開始 ●3分別収集開始、指定袋制度、粗大ごみ申込・有料制導入、不燃・粗大ごみステーションの廃止 ●事業系ごみの2分別収集及び推奨袋制度開始		●「福岡市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会に諮問	
12月					
1998年 1月 (平10)				●「福岡市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会より答申	
2月				●「残したい福岡の音風景21選」選定	
3月		●都市美化推進モデル事業を廃止		●「博多湾水質保全計画」策定	●「福岡市環境影響評価条例」制定(平12.3月施行)

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
				<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市環境教育・学習計画」策定 ●「福岡市自動車交通公害防止計画（第二次実施計画）策定 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発推進課に主査（有害汚染物質専任）を新設 ●産業廃棄物指導課及び工場整備課に主査（ダイオキシン削減対策担当）を新設 ●工場建設課の2主査（破碎処理施設等担当）を廃止し、4主査（東部工場建設担当）を新設 ●工場整備課の事業調整係を技術調整係に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理手数料改定 ●空きびん・ペットボトル分別収集モデル事業拡大（3地区） ●市役所内における「福岡市再生紙等利用指針」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●収集委託車両28台となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境保全に向けた福岡市率先実行計画」策定 	
6月		<ul style="list-style-type: none"> ●第2次福岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●第1回「環境保全功労者表彰」実施 ●第1回「省エネルギー講習会」開催 ●第1回「地球温暖化防止福岡市民大会」開催 ●エコKidsノート作成・配布 ●第1回「エコKidsノートコンクール」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●「家電リサイクル法」制定
10月					<ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
12月		<ul style="list-style-type: none"> ●事業系ごみ減量対策専門部会設置 			
1999年 1月 (平11)		<ul style="list-style-type: none"> ●空き缶選別プレス車「カンパク大将Ⅱ号」運行開始 			
2月					
3月				<ul style="list-style-type: none"> ●環境関連ホームページ「学ぼう！つなごう！ふくおかの環境」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市環境影響評価条例施行規則」制定（平12.3月施行） ●「福岡市環境影響評価技術指針」制定 ●「福岡市環境影響評価審査会規則」制定（平11.3月施行）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●計画課主査（廃棄物問題担当）2のうち1を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ●東部（伏谷）埋立場浸出水処理施設（2系）稼動開始（1,000m³/日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●収集委託車両22台（定期収集分）となる 		<ul style="list-style-type: none"> ●騒音に係る新環境基準施行

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●工場建設課を工場建設第1課（名称変更）と工場建設第2課（新設）に分課 ●ごみ減量推進課に主査（リサイクル推進担当）を新設 ●施設課に第3係を新設 ●産業廃棄物指導課の2主査を「特別管理産業廃棄物指導等専任」及び「ダイオキシン削減対策等担当」に名称変更 ●環境調整課の主査（環境影響評価制度担当）を審査係に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●西部中田埋立場浸出水処理施設（2系）稼動開始（1,100m³/日） ●ごみ処理手数料改定 ●空きびん・ペットボトル分別収集モデル事業拡大（7地区） 			
12月				<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市地球温暖化防止市民協議会」設立 	<ul style="list-style-type: none"> ●「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」制定（平成12.3月施行） ●「ダイオキシン類対策特別措置法」制定（平成12.1月施行） ●「ダイオキシン類による大気、水質及び土壤の汚染に係る環境基準告示（H11.12.27）（平成13.1月適用）
2000年 3月 (平12)		●ガラスびん拠点回収事業廃止			
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●業務課に主査（資源化処理指導担当）を新設し、主査の職名を変更（事業所分別排出指導専任→許可指導専任）、粗大ごみ受付センターの管理運営を（財）福岡市環境衛生公社へ全面委託化 ●ごみ減量推進課に計画課普及係を移管し、名称をごみ減量・美化推進課に変更、主査（第 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭ごみ4分別収集開始（空きびん・ペットボトルを分別） ●地域リサイクルステーション事業開始（スーパー等小売店のみ） ●資源回収啓発事業（クリーン・リサイクル）廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ●収集委託車両19台（定期収集分）となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車騒音の限度（要請限度）に係る区域区分の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車騒音の限度（要請限度）の改正施行

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
5月	<p>●リサイクルプラザ開設準備担当)を新設</p> <p>●課長及び主査(事業系廃棄物減量推進担当)を新設</p> <p>●臨海工場開設準備室を新設</p> <p>●東部、南部、西部工場に主査(発電設備専任)を新設</p> <p>●保健福祉局より保健環境研究所を移管</p>	<p>●区役所等で地域リサイクルステーション事業開始</p> <p>●「福岡市における事業系一般廃棄物の減量に向けて」に関する報告</p> <p>●「福岡市ごみ減量対策推進本部」本部長を市長として体制を強化し、市役所内でのごみ減量、再資源化の取組強化</p>			<p>●「建設リサイクル法」制定</p>
6月	<p>●部長及び係長(共同事業化推進担当)を新設</p>	<p>●ごみ処理手数料の改定(自己搬入110円/10kg、定期収集165円/50L、臨時収集4,340円/m³)</p> <p>●福岡市循環型システム研究会設置</p> <p>●事業系古紙回収支援事業開始</p>			<p>●「循環型社会形成推進基本法」制定</p>
8月					
10月	<p>●施設部工場整備課の廃棄物試験研究センターと、東部、南部、西部工場の試験係を統合し、廃棄物試験研究センター(課)として保健環境研究所に設置</p> <p>●新東部工場の建設・運営を行う事業会社の設立に従い、部長及び係長(共同事業化推進担当)並びに工場建設第2課を廃止、工場建設第1課を工場建設課に名称変更</p>				<p>●(株)福岡クリーンエナジー設立</p> <p>●西部工場でISO14001の認証取得</p>

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
12月 2001年 1月 (平13)	●臨海工場開設に 伴い臨海工場開設 準備室を廃止	●粕屋地区 1市7 町と一般廃棄物の 処理に関する相互 協力協定書を締結	●粕屋地区 1市7 町と一般廃棄物の 処理に関する相互 協力協定書を締結		
3月		●臨海工場竣工 ●臨海リサイクル プラザ供用開始 ●西部（中田）埋 立場第2区画竣工 ●小呂島焼却場を 廃止し、生ごみ処 理装置を設置 ●フロンガス回収 事業廃止	●し尿の海洋投入 を全面廃止	●「ふくおか2010 アクションプラン (第二次福岡市地 球温暖化対策地域 推進計画)」策定	
4月	●計画課の主査 (廃棄物問題担当) を廃止し、工 場整備課より技術 調整係を移管して 第2係を新設 ●臨海工場建設終 了に伴い、工場建 設課を廃止して、 主査（東部建替調 整担当）を管理課 に、主査（余熱利 用施設整備事業担 当）を工場整備課 に移管 ●工場整備課の整 備第1係、整備第 2係を第1係、第 2係に名称変更 ●施設課に主査 (埋立技術調整担 当)を新設 ●東部工場の主査 (リサイクル施設 担当)を廃止 ●環境計画課に主 査（温暖化対策担 当）を新設 ●保健環境研究所 の環境科学課、微 生物課、理化学課 を廃止し、それぞ れ業務を担当する 主席研究員を設置	●家電リサイクル 法対象物につい て、市による収 集・処理を中止 ●不法投棄防止夜 間パトロール開始	●し尿処理手数料 改定 ●収集委託車両16 台（定期収集分） となる ●し尿処理受託自 治体4町となる	●「市民環境リーダー 育成フォラム」開始 ●「省エネ・新エネ 子ども学習講座」 開始	●ホームページ 「福岡市環境局」 開設 ●家電リサイクル 法の施行 ●ベンゼン等によ る大気の汚染に係 る環境基準につい て一部改正告示 (ジクロロメタン 追加) (H13. 4. 20)
5月		●西部（中田）埋 立場第2区画埋立 開始			●「福岡市環境影 響評価審査会運営 要領」制定 (平13. 5月実施)
6月		●ごみ処理手数料 改定（定期収集178 円/50L、臨時収集 4,580円/ m ³ ）	●糸島地区 1市2 町1組合と一般廃 棄物の処理に関す る相互協力協定書 を締結	●ビオトープ事業 開始	●「特定製品に係 るフロン類の回収 及び破壊の実施の 確保等に関する法 律」

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
7月		<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ持ち出しサービス事業開始 ●電動式生ごみ処理機購入費助成制度開始 ●糸島地区1市2町1組合と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結 ●福岡都市圏環境行政推進協議会発足 			(平成13. 6月制定)
8月			<ul style="list-style-type: none"> ●玄界島で集落排水処理施設が供用開始する 	<ul style="list-style-type: none"> ●平尾自動車排出ガス測定局を廃止し、今宿自動車排出ガス測定局を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行
9月		<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量・美化推進課の主査（第2リサイクルプラザ開設準備担当）を廃止 			
10月		<ul style="list-style-type: none"> ●新計画課に第3係を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所内の機密文書再資源化のための大型シュレッダーを臨海工場内に増設 ●福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会発足 		
2002年 1月 (平14)		<ul style="list-style-type: none"> ●春日市外2市1町と環境行政に関する基本協定書締結 ●㈱福岡クリーンエナジーと廃棄物中間処理委託基本契約締結 			
3月				<ul style="list-style-type: none"> ●元岡一般環境大気測定局を新設 ●全国環境首都コンテストで全国第2位獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ●㈱福岡クリーンエナジーにてプロジェクトファイナス成立
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●管理部、環境保全部の構成を見直して環境都市推進部を新設し、総務部、環境都市推進部、指導部とする ●ごみ減量・美化推進課を家庭ごみ減量対策課に名称変更し、指導部から総務部へ移管 ●事業系ごみ対策課を新設し、課長（事業系廃棄物減量推進担当）を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所内の廃蛍光管回収を開始 ●野多目小学校に電動式生ごみ処理機を設置し、モデル事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●収集委託車両14台（定期収集分）となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●第二次福岡市自動車交通公害防止計画（交通グリーン化アクションプラン）策定 ●福岡市グリーン購入ガイドライン制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨海工場余熱利用施設「タラソ福岡」開業 ●（財）福岡市環境衛生公社から（財）福岡市くらしの環境財団に名称変更 ●「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律」に基づき排出量・移動量届出開始

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	●課長（埋立場等調整担当）を新設 ●西部埋立管理事務所長を廃止して埋立係、水処理係を施設課へ移管し西部埋立係、西部水処理係に名称変更 ●総務課の経理係を財務係に名称変更 ●計画課に主査（循環型システム構築担当）を新設 ●業務課の主査（資源化処理指導担当）を廃止 ●環境保全課の主査（臭気対策専任）を廃止 ●工場整備課の第1係、2係を技術管理係、整備係に名称変更 ●工場整備課に主査（クリーンパーク東部再整備担当）を新設し、主査（ダイオキシン削減対策担当）及び主査（臨海工場余熱利用施設整備担当）を廃止 ●課長（埋立場等調整担当）に主査（埋立場等調整担当）を新設し、施設課より主査（埋立技術調整担当）を移管				●土壤汚染対策法公布（H15.2.15施行）
6月				●環境フェア2002 ●わがまち環境マップ展等開催	
7月		●春日市外3市1町と環境行政に関する基本協定書締結			●「自動車リサイクル法」制定 ●ダイオキシン類に係る環境基準の改正告示（H14.7.22）（水底の底質の追加）
8月	●循環のまち・ふくおか行動委員会設置				
9月		●中国環境モデル都市日本環境視察団受入			

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
10月		<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄防止監視カメラ設置 ●中国広州市環境衛生交流団受入 ●緑のリサイクルセンター中田中継所開設 		<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量フェア ●エコカーシェアリングステーション開設 ●市営駐車場等における低公害車優待措置開始（～H16.9.30） ●福岡市・金山広域環境交流会議 ●福岡市地球温暖化防止市民大会 	
12月					<ul style="list-style-type: none"> ●「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」制定（14.12施行）
2003年 2月 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> ●東部（伏谷）埋立場は当初昭和63年4月から15年間（平成15年3月迄）の埋立計画であったが、平成15年2月5日に締結した協定書により平成15年4月1日から平成30年3月末日までの埋立期間となった。 		<ul style="list-style-type: none"> ●エコキッズ交流会 ●新・福岡市民の行動計画策定 	
3月				<ul style="list-style-type: none"> ●全国環境首都コンテスト1位獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例」制定（平15.4施行）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●指導部の名称をごみ対策部に変更 ●家庭ごみ減量対策課を総務部からごみ対策部へ移管 ●環境保全課をごみ対策部から総務部へ移管 ●調整課を新設し課長（埋立場等調整担当）を廃止 ●企画調整課を新設し、主席研究員を廃止 ●環境啓発課の環境情報係及び主査（有害汚染物質専任）を企画調整課に移管 ●計画課に主査（都市型公害対策調整担当）を新設 ●業務課の主査（許可業指導専任）を廃止 ●産業廃棄物指導課の指導係及び計 	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市事業系古紙回収推進協議会設立 	<ul style="list-style-type: none"> ●収集委託車両13台（定期収集分）となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●Fukuoka e+サイエンス発行（中学生向け副読本） ●臨海リサイクルプラザ等にエコルーム設置 	

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
6月	<p>画調整係を処理指導係、排出指導係に名称変更し、主査（循環促進担当）を新設するとともに、主査（特別管理産業廃棄物指導等担当）及び主査（ダイオキシン削減対策等担当）を廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理課に業務係長を新設し、調整係長を調整課に移管して主査（東部建替調整担当）を廃止 ●課長（埋立場等調整担当）の主査（埋立場等調整担当）を調整課に移管し主査（埋立技術調整担当）を技術調整係に変更 ●総務部に課長（廃棄物問題調整担当）を新設 				
8月		<ul style="list-style-type: none"> ●灰皿付き屑かご撤去 		<ul style="list-style-type: none"> ●福岡都市圏南部地域の5市1町（福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町）で「ノーマイカーデー」共同実施 	
9月		<ul style="list-style-type: none"> ●宗像地区1市2町1村と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●宗像地区1市2町1村と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●屋上緑化展示会開催 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ●事業系古紙回収推進モデル事業の開始（9月18日博多駅東・南地区） 		<ul style="list-style-type: none"> ●「環境フェスティバルふくおか2003」開催 ●エコ&デザインコンクール 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンのリサイクル制度開始 ●環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行 ●アイランドシティ環境配慮指針策定 ●和白干潟及び周辺海域が国の鳥獣保護区に指定される。 ●福岡市環境シンボルキャラクター“エコッパ”的制

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
11月		●東部（伏谷）埋立場の構造変更届出書を福岡県が受理。 ●清華大学－福岡市－福岡大学による廃棄物処分技術「福岡方式」の普及等を含めた環境分野の技術協力協定締結			定
12月 2004年 3月 (平16)		●東部（伏谷）埋立場左岸周回道路供用開始		●福岡市地球温暖化防止市民大会 ●福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会で「那珂川・御笠川・宝満川 生きものマップ」作成 ●「福岡市環境調整会議規則」改定	●「福岡地域公害防止計画」策定
4月 6月 7月 8月 10月 12月 2005年 1月 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> ●理事を新設 ●課長（廃棄物問題調整担当）に主査（廃棄物問題調整担当）を新設 ●業務課に不法投棄対策係を新設 ●産業廃棄物指導課に自動車リサイクル指導係を新設 ●計画課の主査（都市型公害対策調整担当）を廃止 ●産業廃棄物指導課の主査（循環促進担当）を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ●校区紙リサイクルステーション事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●小呂島で集落排水処理施設が供用開始 ●玄界島し尿処理場を廃止し、玄界中継施設を設置し、集落排水施設に接続 ●玄界島し尿収集運搬業務を（株）都市環境に委託する。 ●収集委託車両11台（定期収集分）となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市環境調整会議幹事会運営要綱」制定 ●「環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する要綱」制定 ●福岡市役所環境保全実行計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●家電リサイクル法対象物に冷凍庫追加
		●事業系古紙回収推進モデル事業を13地区に拡大実施 ●中洲地区で事業系ごみの日曜収集を開始			<ul style="list-style-type: none"> ●外郭団体改革実行計画により福岡市くらしの環境財団と㈱都市環境の統合に向けての協議開始 ●パソコンについて、市による収集・処理を中止 ●東アジア経済交流推進機構環境部会への参加
		●循環のまち・ふくおか基本計画策定 ●東部（伏谷）埋立場第4区画埋立開始	●水洗化により、小呂島し尿収集運搬業務終了	●六本松自動車排出ガス測定局を廃止	

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
2月		●臨海工場内に古紙ストックヤードを整備 ●新東部工場試運転開始 ●東部工場、東部第2工場廃止 ●廃油中繼所廃止			●京都議定書発効 ●福岡・アトランタ姉妹都市締結 ●20日福岡県西方沖地震（震度6弱）発生 ●「福岡市環境市民ファンド条例」制定 ●「福岡市環境保全基金条例」廃止
3月		●水洗化により、小呂島コンポストトイレ維持費補助事業終了	●今津干潟懇話会設立		
4月	●事業系ごみ対策課の推進係を推進第1係へ名称変更し、推進第2係を新設 ●管理課の主査（自己搬入ごみ事前受付センター管理運営担当）を新設 ●調整課の主査（埋立場等調整担当）を主査（施設再整備担当）へ変更 ●東部工場と東部埋立管理事務所を統合し、クリーンパーク・東部へ組織変更 ●福岡市くらしの環境財団に主査（家庭ごみ有料化のごみ袋担当）を新設	●臨海工場自己搬入モデル事業開始 ●事業所ごみ減量指導の特定事業用建築物の対象範囲を拡大（延床面積3,000m ² 以上→1,000 m ² 超）	●し尿処理手数料改定		●京都議定書目標達成計画閣議決定 ●環境市民ファンド創設
5月				●第2次福岡市環境基本計画策定について福岡市環境審議会に諮問 ●福岡市環境基本計画検討委員会設置	
6月		●ごみ処理手数料を改定（自己搬入140円/10kg、定期収集202円/50L、臨時収集5,060円/m ³ ）			
7月	●計画課の主査（地域計画担当）を新設	●東部工場竣工			●福岡式環境ISO推進委員会（事業者版）設置
8月				●子ども地球環境会議2005 ●福岡市アスベスト対策連絡会議設置	
9月		●東部（伏谷）埋立場埋立容量変更 当初: 3,100,000m ³			

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
10月		変更 : 3,400,000m ³ ●家庭ごみ有料化 ●粗大ごみの土曜日の受付及び収集を開始 ●自己搬入ごみ事前受付センターでの受付開始 ●家庭ごみ有料化に伴う排出指導の強化 10/2～12/27（日曜を除く）の19：00～22：00 市職員と指導員（市民）が84班に分かれ市内全域を徒步で巡回指導		●環境フェスティバルふくおか2005 ●環境シンポジウム～子ども達に美しい地球を～	
11月				●新エネルギー普及啓発イベントミュージカル「あしたくる風」開催	
12月				●博多湾環境保全計画策定検討委員会設置	
2006年 2月 (平18)					●「石綿による健康被害の救済に関する法律」制定
3月		●事業系古紙回収推進事業の全市拡大		●福岡式環境 I S O (市民版)「環境に e (い～) ことコンテスト」表彰式	
4月	●管理課と調整課の統合 ●環境都市推進部にユニット制導入計画課、環境調整課、環境共生課を環境推進課に名称変更				
5月					●福岡都市圏南部環境事業組合設立
6月		●事業系ごみ処理手数料を改定（定期収集217円/50L、臨時収集5,350円/m ³ ）		●ノーマイカーデーを毎週金曜日に拡大 ●福岡市環境基本計画（第二次）について環境審議会から市長へ答申 ●「福岡市環境基本計画（第二次）」策定 ●「福岡市環境教育・学習計画」（第二次）策定 ●「福岡市地球温暖化対策地域推進計画」（第三次）策定	
7月					

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
10月 2007年 2月 (平19)	●課長（アジア太平洋環境会議開催支援担当）を新設 ●久山中継所を廃止（閉所）	●粗大ごみインターネット受付を開始 ●西部（中田）埋立場第3区画部分竣工	●久山中継所を廃止	●「福岡市自動車交通公害防止計画」（第三次）策定 ●子ども地球環境会議2006 ●エコアクション21シンポジウム開催 ●環境フェスティバルふくおか2006 ●「福岡市環境配慮指針」改訂	●福岡・釜山広域姉妹都市締結
3月					
4月	●総務部主査（アジア太平洋環境会議開催支援担当）を新設 ●環境都市推進部を廃止し、環境対策推進部を新設 ●環境保全課を環境対策推進部に移管 ●環境推進課を計画課に名称変更し、総務部へ移管 ●環境推進課を環境調整課に名称変更 ●環境推進課を温暖化対策課に名称変更、自然環境係を環境調整課へ移管 ●産業廃棄物指導課の排出指導係、自動車リサイクル指導係を、排出指導第1係、排出指導第2係に名称変更 ●東・西南部事業所をごみ対策部に移管 ●中部中継所を施設課に移管 ●保健環境研究所の企画調整課を廃止し、企画調整係を総務係に名称変更し、環境情報係及び主査（有害汚染物質専任）を環境保全課に移管		●中部中継所から東部水処理センターへし尿圧送開始		●（財）福岡市くらしの環境財団と（株）都市環境を統合し、（財）ふくおか環境財団とした。
5月		●西部（中田）埋立場第3区画埋立			

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環 境 保 全 関 係	備 考
6月		開始(一部供用部)		<ul style="list-style-type: none"> ●「エコウェイブふくおか2007」及び「福岡市環境行動賞」の事業名称決定 	
7月				<ul style="list-style-type: none"> ●「エコアジア2007開催記念講演会&映画上映会」開催 	
8月				<ul style="list-style-type: none"> ●「環境に e (い～) こと実践手引き」策定 	
9月				<ul style="list-style-type: none"> ●第15回アジア太平洋環境会議(エコアジア2007)開催 	
10月	●課長(アジア太平洋環境会議開催支援担当)及び主査(アジア太平洋環境会議開催支援担当)を廃止			<ul style="list-style-type: none"> ●子どもも向け環境情報ウェブサイト「こども環境局」開設 ●環境フェスティバルふくおか2007 	
11月				<ul style="list-style-type: none"> ●第1回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会 	
12月		●「福岡市におけるレジ袋の削減に関する協定」締結(16事業者・219店舗)			<ul style="list-style-type: none"> ●航空機騒音に係る環境基準の一部改正(平成19年12月17日告示、平成25年4月1日施行)
2008年 1月 (平20) 3月	●理事の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ●西部(中田)埋立場第3区画竣工 ●東部工場、東部第2工場解体完了 		<ul style="list-style-type: none"> ●「博多湾環境保全計画」策定 ●福岡式環境ISO(市民版)「環境に e (い～) ことコンテスト」表彰式 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●管理課の主査(自己搬入ごみ事前受付センター管理運営担当)を主査(自己搬入ごみ適正処理指導担当)へ変更 ●工場整備課のクリーンパーク・東部再整備担当を廃止 ●クリーンパーク・東部に主査(リサイクルセンター担当)を新設 ●保健環境研究所の主席研究員制を廃止し、環境科学 				

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
5月	部門を環境科学課に保健科学部門を保健科学課に変更し、総務係を環境科学課へ移管し、管理係に名称変更			●福岡市「ストップ・ザ・温暖化」推進本部の設置 ●「エコ・ウェイブ・ふくおか会議」の発足	
7月				●環境フェスティバルふくおか2008	
9月				●第2回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会	●「福岡市環境影響評価技術指針」改正
10月	●「福岡市におけるレジ袋の削減に関する協定」(第二次) 締結(8事業者・12店舗)			●福岡市役所環境保全実行計画(第2次)の改定	
11月			●第2回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会	●化管法施行令の改正(平20.11.21公布) ●福岡地域公害防止計画(第二次)策定	
2009年 3月 (平21)	●ストックヤード竣工	●玄界島し尿中継施設のし尿処理停止			
4月	●総務部及び環境対策推進部を再編し、それぞれ環境政策部及び温暖化対策部に名称変更 ●ごみ対策部を循環型社会推進部に名称変更 ●旧総務部の廃棄物問題調整担当課長及び計画課廃棄物計画係を循環型社会推進部に移管し、同部に計画課を新設 ●旧総務部の計画課に環境啓発課の啓発業務を移管し、環境政策課に名称変更し、同課に広報係を新設 ●環境啓発課を廃止 ●環境保全課を環境政策部に移管し、水質・騒音係を水質・土壤係に環境情報係を騒音・振動係にそれぞれ名称変更 ●家庭ごみ減量対策課を家庭ごみ減量推進課に名称変更し、企画係を啓発係に推進係を減				●土壤汚染対策法の改正(平22.4.1施行)

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	量推進係にそれぞれ れ名称変更 ●管理課の主査 (自己搬入ごみ適 正処理指導担当 を)廃止 ●クリーンパー ク・東部の主査(リ サイクルセンター 担当)を廃止			●「今津干潟カブ トガニ産卵場整備 事業」開始。事業 主体として「今津 干潟保全協議会」 を設立。	
6月				●「環境シンポジウ ム」開催 (環境省環境事務 次官の基調講演等) (H21. 6. 5)	
7月				●本庁舎西側ふれ あい広場に「よか しば(保水性人工 芝)」を設置	
9月					●「福岡市地域グリ ーンニューディール 基金条例」制定 ●大気の汚染に係 る環境基準(微小粒 子状物質)告示 (平21. 9. 9)
10月		●「福岡市におけ るレジ袋の削減に 関する協定」(第三 次)締結(5事業 者・232店舗) ●リサイクルプラ ザの愛称を「3 R ステーション」に 決定 ●「循環のまち・ ふくおか行動委員 会作業部会」設置		●環境フェスティ バルふくおか2009	
11月				●第3回福岡市環 境行動賞表彰式及 び記念講演会 ●「風レンズ風車」 の設置(「みなと 100年公園」1基及 び「シーサイドも もち海浜公園」3 基)	
12月				●電気自動車充電 設備(利用開放型) の設置(本庁舎1 階) ●「生物多様性 EXPO2010in福岡」 開催	
2010年 2月 (平22)					

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環 境 保 全 関 係	備 考
3月		●「事業系ごみの資源化推進検討委員会」設置	●玄界島し尿中継施設を廃止	●保健環境学習施設「まもる一む福岡」に「温暖化対策コーナー」と「生物多様性コーナー」を設置	
4月	●温暖化対策課を部の筆頭課に変更 ●温暖化対策課の第2係を廃止し第3係を第2係に名称変更 ●温暖化対策課に計画係と主査(省エネ推進)を新設 ●事業系ごみ対策課の推進第1係と推進第2係を統合し、推進係を新設 ●施設課の中部中継所管理係及び中部中継所技術係を臨海工場に移管し、西部工場の西部埋立係及び西部水処理係を施設課に移管	●街路清掃業務委託を民間開放	●水洗化により、玄界島し尿収集運搬業務終了		
5月				●大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正（平23.4.1施行）	
10月				●環境フェスティバルふくおか2010	
11月				●第4回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会	
12月		●「事業系ごみの資源循環を進めていくための取組みについて」(答申) ●空き缶選別プレスカー（カンパク大将）による環境教育学習事業終了		●「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」策定検討委員会の設置	
2011年 3月 (平23)					
4月	●環境政策課の技術調整係を施設計画係に広報係を広報啓発係にそれぞれ名称変更 ●環境保全課の主査（有害汚染物質専任）を廃止 ●温暖化対策課の第1係を市民啓発係に第2係を次世代自動車係に計画係を計画調整係に主査（省エネ推進）を主査（事業所省）			●今津干潟里海保全再生事業開始	●「環境影響評価法」改正

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
	<p>エネ推進)にそれぞれ名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境調整課の企画係を生物多様性戦略推進係に環境影響評価係を環境影響審査係に自然環境係を自然活動支援係にそれぞれ名称変更 ●業務課と家庭ごみ減量推進課を統合し、家庭ごみ対策課に名称変更するとともに不法投棄対策係を計画課に移管 ●計画課の主査(廃棄物問題調整)を廃棄物問題調整係に名称変更 ●東部事業所と西南部事業所を統合し、環境事業所に名称変更するとともに東部事業所業務係を第2係に西南部事業所第2係を第3係にそれぞれ名称変更 ●管理課の調整係を業務係に技術調整係を調整係にそれぞれ名称変更 ●施設課の施設建設係を建設係に名称変更 ●施設部に課長(し尿処理施設整備)を新設 ●臨海工場の中部中継所管理係及び中部中継所技術係を課長(し尿処理施設整備)に移管するとともに統合し、中部中継所管理・技術係に名称変更 ●クリーンパーク・東部所長を臨海工場長が兼務 ●南部工場の管理係及び技術係を統合し、管理・技術係に名称変更するとともに主査(発電設備専任)を廃止 				

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
5月	●組織順を西部工場、臨海工場、クリーンパーク・東部、南部工場に変更 ●廃棄物試験研究センターの主任研究員（工場担当）及び主任研究員（埋立場担当）を統合し、主任研究員（処理施設担当）に名称変更	●東部（伏谷）埋立場容量見直し（ごみ比重1.1t/m ³ →1.5t/m ³ ） 374万t→510万t			
6月					●水質汚濁防止法の改正（平24.6.1施行）
7月					●市庁用車を活用したE V カーシェアリング実施（～11月）
8月		●「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」運営委員会設置		●福岡市「ストップ・ザ・温暖化」推進本部会議を改組し、市の総合的なエネルギー施策を協議する福岡市環境・エネルギー戦略会議に改称 ●福岡市黄砂影響検討委員会設置 ●福岡市熱中症情報のメール配信開始 ●福岡市節電特別対策本部の設置	
9月				●環境フェスティバルふくおか2011	●「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」創設
10月	●部長、課長及び主査（エネルギー政策）を新設 ●部長（エネルギー政策）を環境政策部長が兼務 ●課長（エネルギー政策）を環境政策課長が兼務 ●温暖化対策課の次世代自動車係を課長（エネルギー政策）に移管し、主査（エネル	●「福岡市資源物回収協定制度」開始 ●事業系ごみ処理手数料を改定（収集運搬経費143円/50L（定期収集）3,885円/m ³ （臨時収集）、処分経費9円/Kg）			

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
11月	エネルギー政策)に名称変更			<ul style="list-style-type: none"> ●第5回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション ●第21回太陽光発電国際会議関連イベント(市民講座、ソーラーカー製作教室等)開催 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ●新循環のまち・ふくおか基本計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●「本市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会に諮問 ●福岡市環境保全プロジェクト推進本部にアスベスト対策調整部会設置 	
2012年 1月 (平24)		<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装3R連携市民セミナーin福岡の開催(本市共催) ●東部(伏谷)埋立場管理事務所改築 ●ミニ3Rステーション廃止 		<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市黄砂情報の提供開始 ●「アイランドティ環境配慮指針」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●本庁舎1階に電気自動車急速充電器設置
3月					
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●部長(エネルギー政策)を環境エネルギー政策部に名称変更 ●温暖化対策部を廃止 ●保健環境研究所を環境監理部に名称変更 ●部の組織順を環境政策部、環境エネルギー政策部、環境監理部、循環型社会推進部、施設部に変更 ●温暖化対策課を環境エネルギー政策部に移管し、市民啓発係を温暖化対策係に名称変更 ●課長(エネルギー政策)の環境政策課長による兼務を解除し、エネルギー政策課に名称変更とともに、主査(エネルギー政策)を企画調整係、事業推進係に名称変更 				

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	更し、主査（スマートコミュニケーション推進）を新設 ●環境調整課を環境監理部に移管し、主査（野鳥公園整備）を新設 ●環境保全課を環境監理部に移管し、主査（広域環境問題）を新設 ●廃棄物試験研究センターを廃止し、主任研究員（資源化）、主任研究員（処理施設）を環境科学課に移管 ●計画課を循環型社会計画課に名称変更し、部の筆頭課に変更 ●家庭ごみ対策課の啓発係を3R・美化推進係に減量推進係を適正分別推進係にそれぞれ名称変更 ●産業廃棄物指導課の排出指導第1係を排出指導係に名称変更するとともに、排出指導第2係を廃止し、排出指導係に統合 ●西部工場の主査（発電設備専任）を廃止				
10月				●「生物多様性ふくおか戦略」策定 ●環境フェスティバルふくおか2012	
11月				●「本市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会において答申 ●福岡市黄砂情報のメール配信開始 ●第6回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション	
12月				●黄砂・PM2.5モニターの募集開始	●「福岡市環境影響評価条例」改正

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
2013年 2月 (平25)				<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市PM2.5予測情報の提供開始 ●大原メガソーラー発電所発電開始 ●福岡市PM2.5予測情報のメール配信開始 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」開設 ●(家庭用)生ごみ処理機等購入費助成制度終了 			<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市環境影響評価条例施行規則」改正 ●臨海・東部工場でFIT制度による売電を開始
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●環境エネルギー政策部を部長(エネルギー政策)へ名称変更するとともに環境政策部長の兼務解除 ●環境政策課を政策経営課へ名称変更するとともに広報啓発係を総務課へ移管し主査(自立経営補佐)を新設 ●温暖化対策課を環境エネルギー政策部から環境政策部へ移管 ●エネルギー政策課主査(スマートコミュニティ推進)をスマートコミュニティ係へ変更 ●循環型社会計画課廃棄物問題調整係を廃止し、不法投棄対策係を産業廃棄物指導課へ移管するとともに主査(業務体制調整担当)を新設 ●家庭ごみ対策課を収集管理課へ名称変更するとともに業務第1係、2係を管理係、家庭系廃棄物係へ名称変更し、3R・美化推進係、適正分別推進係をそれぞれ循環型社会計画課、資源循環推進課へ移管 ●事業系ごみ対策課を資源循環 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系ごみ処理手数料を改定(処分経費11円/kg) 		<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市アスベスト対策推進プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法の改正(平26.6.1施行) ●「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」へ(平成27.4.1施行)

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
6月	推進課へ名称変更とともに指導係を事業系廃棄物係として収集管理課へ移管 ●課長（し尿処理施設整備）を廃止し、主査（し尿処理施設整備）を施設課へ中部中継所管理・技術係を臨海工場へ移管 ●臨海工場所長のクリーンパーク東部所長兼務を解除するとともに主査（発電設備専任）を廃止			●「福岡市環境基本計画（第三次）」策定について福岡市環境審議会に諮問	
7月				●「福岡市環境影響評価条例」改正	
8月					
9月					
10月				●黄砂・PM2.5シンポジウム開催 ●環境フェスティバルふくおか2013	
12月				●福岡市PM2.5予測情報の午後の予測開始 ●「福岡市PM2.5ダイヤル」提供開始 ●蒲田メガソーラー発電所発電開始	
2014年 3月 (平26)					
4月	●総務課広報啓発係を政策経営課へ移管 ●温暖化対策課主査（事業所省エネ推進担当）を事業所省エネ推進係へ変更 ●環境調整課生物多様性戦略推進係及び主査（野鳥公園整備）を廃止	●西区玄界島で有料指定袋導入 ●おむつ使用者へのごみ袋配付事業開始 ●「福岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、家庭ごみ及び資源物の持ち去り及び買い取り行為を禁止	●し尿処理手数料改定		●施設部環境マネジメントシステムの自己適合宣言を実施

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
5月	●保健環境研究所を新設。所内に副所長、保健環境管理課を新設し、環境監理部から環境科学課、保健科学課を移管 ●工場整備課主査（南部工場解体）を新設 ●施設課主査（し尿処理施設整備）を廃止 ●各工場の管理係、技術係、運転係について施設係、技術係へ再編 ●臨海工場中部中継所管理・技術係を中部中継所へ変更	●事業系ごみ処理手数料を改定（収集運搬経費147円/50L（定期収集）3,996円/m ³ （臨時収集）） ●（新）玄界島焼却場竣工 ●食品廃棄物に限定した一般廃棄物収集運搬許可制度開始 ●（新）玄界島焼却場稼働開始			
6月				●第7回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション ●「福岡市環境・エネルギー戦略」策定 ●「福岡市環境基本計画（第三次）」策定 ●PM2.5・黄砂講演会開催 ●環境フェスティバルふくおか2014 ●福岡市自動車交通公害防止計画（第三次）の終了	
9月					
10月					
2015年 3月 (平27)	●環境事業所第3係を廃止	●旧玄界島焼却場焼却機械等解体工事完了 ●南部工場ごみ受入停止			
4月	●政策経営課を環境政策課へ名称変更するとともに主査（自立経営補佐）を廃止 ●工場整備課建設係を新設 ●南部工場技術係を廃止、工場長は工場整備課長が兼務	●事業系ごみ処理手数料を改定（処分経費 14 円/kg） ●西部（中田）埋立場の埋立期間の延長に関する	●平成 32 年度までの台数及び乗車人員配置計画（合理化）を実施		
5月					

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
9月		協定を締結(当初の平成8年4月から平成28年3月まで(20年間)を、平成48年3月まで(40年間)に延長)			
10月	●南部工場施設係を廃止 ●工場整備課長の南部工場長兼務を解除 ●工場整備課主査(南部工場管理調整)を新設		●中部水処理センターへのし尿圧送終了 ●中部汚泥再生処理センター竣工 ●東部水処理センターへのし尿圧送終了	●「福岡市環境教育・学習計画(第三次)」策定 ●環境フェスティバルふくおか2015	
11月			●中部中継所を廃止 ●中部汚泥再生処理センターし尿処理開始		
12月		●福岡都市圏南部工場試運転に伴うごみの受入開始 ●福岡都市圏最終処分場試運転に伴う焼却灰の埋立開始 ●クリーンパーク・東部余熱利用施設廃止			
2016年 2月 (平28)		●福岡都市圏南部工場、福岡都市圏南部最終処分場竣工			
3月				●「風レンズ風車」の撤去(「みなと100年公園」1基及び「シーサイドももち海浜公園」3基)	
4月	●工場整備課主査(南部工場管理調整)を廃止 ●循環型社会計画課に資源化施設整備係を新設 ●臨海工場中部中継所を中部汚泥再生処理センターへ名称変更				
6月			●生活保護世帯手数料減免廃止	●第8回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション ●「博多湾環境保全計画(第二次)」策定 ●「福岡市環境配慮指針」改定	
9月					

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
10月 12月 2017年 3月 (平29)				<ul style="list-style-type: none"> ●環境フェスティバルふくおか2016 ●「福岡市地球温暖化対策実行計画」策定 ●福岡市 PM2.5 予測情報の表示方法変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡・ヤンゴン姉妹都市締結 ●臨海工場余熱利用施設「タラソ福岡」閉館
4月 6月 10月 2018年 3月 (平30)	<ul style="list-style-type: none"> ●温暖化対策課を環境・エネルギー対策課に名称変更 ●エネルギー政策課を廃止し、事業推進係を環境・エネルギー対策課に移管 ●事業推進係を政策推進係、省エネ推進係をエネルギー対策係、計画調整係を、事業所再エネ導入促進担当主査に名称変更 ●工場整備課建設係を機械係、電気係に分割 ●工場整備課主査(南部工場解体担当)を建築係に変更 <p>●北九州市、熊本市と九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援協定を締結。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑のリサイクルセンター中田中継所閉鎖 ●東部(伏谷)埋立場の埋立期間の延長に関する協定を平成30年3月20日に締結(当初の昭和63年4月から平成15年3月まで(15年間)を、平成30年3月まで(30年間)に延長し、さらに平成45年3月まで(45年間)に再延長) 				<ul style="list-style-type: none"> ●今津グランド(今津埋立場跡地利用施設)供用開始
				<ul style="list-style-type: none"> ●環境フェスティバルふくおか2017 ●福岡市アスベスト対策推進プラン(第二次)策定 	

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
4月	●環境事業所第2係を廃止し、第1係を業務係に名称変更 ●保健環境管理課を廃止し、環境科学課に移管するとともに、保健環境研究所副所長を廃止				●土壤汚染対策法の改正(第一段階・平成30.4.1施行)
5月		●福岡市リサイクルベース稼働			
6月				●第9回福岡市環境行動賞表彰式 ●被災建築物のアスベスト調査について一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会と協定を締結	
9月		●LINEを利用した粗大ごみ収集申込み実証実験開始			
10月				●環境フェスティバルふくおか2018 ●「福岡市花粉飛散予測情報」提供開始	
2019年 2月 (平31)		●緑のリサイクルセンター閉鎖 ●生木(直径15cm以下の広葉樹)の搬入禁止 ●福岡市災害廃棄物処理計画策定			
3月					
4月	●環境政策課施設計画係を計画課に移管するとともに施設係に名称変更 ●循環型社会計画課を計画課に名称変更 ●計画課の主査(業務体制調整)を収集管理課へ移管 ●資源循環推進課を家庭ごみ減量推進課(名称変更)と事業系ごみ減量推進課(新設)に分課するとともに家庭ごみ減量推進課に3R推進係を新設を新設 ●工場整備課に	●許可収集業者の地域割にグループ制導入	●収集委託車両6台(定期収集分)となる		●土壤汚染対策法の改正(第二段階・平成31.4.1施行)

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
2019年 5月 (令元)	主査（環境対策） ●施設課に主査（国際協力・展開）を新設	●LINEを利用した粗大ごみ収集申込み実装			●「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定（R1.10.1施行）
6月		●生木（直径15cm以下の広葉樹以外）、枯れ木の搬入禁止			
7月		●新循環のまち・ふくおか基本計画一部改定 ●LINE Payによる粗大ごみ処理手数料納付実証実験開始 ●遺品整理又は引越時に発生する家庭ごみの収集運搬に限定した許可制度創設 ●木くず等の搬入禁止			
10月				●環境フェスティバルふくおか2019	
11月				●蒲田第2メガソーラー発電所発電開始	
12月	●部長（災害廃棄物処理支援）を新設し、循環型社会推進部長が兼務 ●課長（災害廃棄物処理支援）及び主査（災害廃棄物処理支援）を新設				
2020年 4月 (令和2)	●環境政策課に主査（福岡方式普及促進）を新設 ●環境・エネルギー対策課政策推進係を企画調整係へ名称変更 ●環境・エネルギー対策課に脱炭素社会推進係を新設 ●環境・エネルギー対策課温暖化対策係を普及啓発係へ名称変更 ●環境・エネルギー対策課主査（事業所再エネ導入促進）を市民・事業者活動促進係に変更 ●循環型社会推進部の部長（災	●LINE Payによる粗大ごみ処理手数料納付実装			●施設部環境マネジメントシステムを見直し、独自の環境活動へ移行 ●「福岡市環境影響評価条例施行規則」改正

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
6月	害廃棄物処理支援)兼務を解除 ●部長(災害廃棄物処理支援)及び課長(災害廃棄物処理支援)を廃止し、主査(災害廃棄物処理支援)を計画課へ移管 ●収集管理課主査(業務体制調整)を廃止 ●環境事業所を廃止	●九州市長会における災害時相互支援プラン改正により、九州市長会による災害廃棄物処理支援体制が発足		●第10回福岡市環境行動賞表彰	●大気汚染防止法の改正(令和3.4.1(一部:令和4.4.1)施行)
7月					●「福岡市環境影響評価技術指針」改正
10月		●事業系ごみ(一般廃棄物)の分別区分に古紙を追加			
2021年 4月 (令和3)	●環境・エネルギー一対策課市民・事業者活動促進係を事業推進係へ名称変更 ●環境保全課大気係を大気環境対策係へ名称変更 ●課長(西部工場再整備担当)を新設とともに、工場整備課機械係、電気係、建築係、主査(環境対策)を移管				
6月					
8月		●循環のまち・ふくおか推進プラン策定			
10月	●課長(地域脱炭素推進担当)及び主査(地域脱炭素推進担当)を新設 ●環境・エネルギー				●「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定(令和4.4.1施行) ●地球温暖化対策の推進に関する法律の改正(令和4.4.1施行)

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
11月	一対策課事業推進係を主査(事業推進担当)へ名称変更し、課長(地域脱炭素推進担当)へ移管	●自己搬入ごみ事前登録制度運用開始			
12月				●環境フェスティバルふくおか2021 ●市役所一般環境大気測定局を廃止	
3月					
2022年 4月 (令和4)	●脱炭素社会推進部長を新設し、部内に脱炭素社会推進課及び脱炭素事業推進課を新設 ●環境・エネルギー一対策課を廃止し、企画調整係を脱炭素社会推進課へ移管。脱炭素社会推進係を主査(計画)へ名称変更し、脱炭素社会推進課へ移管。普及啓発係を啓発係へ名称変更し、脱炭素社会推進課へ移管。エネルギー一対策係を公共施設係へ名称変更し、脱炭素事業推進課へ移管 ●課長(地域脱炭素推進)を廃止し、主査(地域脱炭素推進担当)を脱炭素社会推進課へ移管。主査(事業推進)を事業推進係へ名称変更し、脱炭素事業推進課へ移管 ●保健環境研究所を保健医療局へ移管 ●廃棄物試験研究センター(課)を環境監理部に新設し、環境科学課から主任研究員(資源化)及び主任研究員(処理施設)を移管			●春吉一般環境大気測定局を設置	

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
5月	●産業廃棄物指導課を環境監理部へ移管 ●循環型社会推進部長を環境政策部長が兼務 ●計画課に事業企画係を新設 ●計画課主査(災害廃棄物処理支援)を廃止 ●家庭ごみ減量推進課と事業系ごみ減量推進課を統合し、ごみ減量推進課へ名称変更するとともに、ごみ減量第1係、ごみ減量第2係、ごみ減量第3係、主査(事業調整)を新設 ●主査(事業調整)を計画課事業企画係長が兼務	●プラスチック製品回収モデル事業開始			
6月				●第11回福岡市環境行動賞表彰式	
7月	●脱炭素事業推進課に次世代自動車係を新設			●脱炭素社会の実現に向けた福岡市行動宣言 (気候非常事態及びゼロカーボンシティ宣言) ●「福岡市地球温暖化対策実行計画」(第5次)策定	
8月				●環境フェスティバルふくおか2022	
10月	●脱炭素社会推進課主査(計画)を廃止				
2023年 2月 (令和5)		●指定袋へのバイオマスプラスチック導入モデル事業開始 ●クレジットカード、コード決済による粗大ごみ処理手数料納付追加実装			
4月	●環境政策部長の循環型社会推進部長兼務を解除 ●管理課を事業推進課、管理係を事業推進係、業務				

年 月	機 構 関 係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備 考
5月	係を運営調整係に名称変更。企画係を新設し、調整係を施設課へ移管 ●課長(西部工場再整備担当)を西部工場再整備課、4主査(西部工場再整備)を機械係、電気係、建設係、主査(環境対策)へ名称変更 ●施設課建築係長を西部工場再整備課建設係長が兼務				●「気候変動適応法」改正(令和6.4.1施行)
6月		●西部工場でごみ処理手数料のキャッシュレス決済開始 ●プラスチックごみ戸別収集モデル事業開始			
9月	●計画課に主査(プラスチック分別収集導入担当)を新設				
10月				●環境フェスティバルふくおか2023	
2024年 3月 (令和6)		●自己搬入の日曜受付の試行実施 ●ごみ処理手数料を改定(家庭系可燃指定袋に特小(10円/10L)を追加) (令和6.11.1施行)			
4月	●環境政策部に課長(環境経営推進担当)及び主査(環境経営推進)を新設し、環境政策課広報啓発係を移管 ●環境調整課に主査(生物多様性担当)を新設し、自然活動支援係を博多湾環境保全係へ名称変更 ●施設課設備係を工場整備課へ移管 ●クリーンパーク・東部を埋立管理事務所へ名称				

年 月	機 構 関 係	ごみ 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
10月	変更。西部埋立係及び西部水処理係を埋立管理事務所へ移管。クリーンパーク・東部施設係を臨海工場へ移管し、東部資源化センターへ名称変更			●環境フェスティバルふくおか2024	
11月		●ごみ出しに使えるレジ袋“ふくレジ”を発売開始			
2025年1月 (令和7)				●生物多様性ふくおかセンターを開設(Web) ●生物多様性ふくおかシンポジウム開催	
2月					
3月		●循環のまち・ふくおか推進プラン一部改訂(プラス分別区分追加) ●西部資源化センターの破碎選別処理停止			
4月	●環境政策課に主査(広報啓発)を課長(環境経営推進)から移管し、広報啓発係へ名称変更 ●脱炭素社会推進部に課長(環境経営推進)及び主査(環境経営推進)を環境政策部から移管するとともに、課長(環境経営推進)に主査(計画改定)を新設。	●西部地区の不燃ごみを東部資源化センターへ再搬出開始			●「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」施行(令和7.4.1)